根室市地域防災計画

【津波防災計画編】

（令和５年６月）

根室市防災会議

目次

根室市地域防災計画
津波防災計画編

第１章　総則

第１節　計画の目的 …… 1
第２節　計画の性格 …… 1
第３節　計画推進に当たっての基本となる事項 …… 1
第４節　計画の基本方針 …… 2
第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 3
第６節　根室市の地形・地質 …… 8
第７節　根室市周辺における地震、津波の発生状況 …… 9
第８節　津波の想定 …… 10
第９節　減災対策の計画的推進 …… 10

第２章　災害予防計画

第１節　住民の心構え …… 11
第２節　津波災害予防計画 …… 13
第３節　津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画 …… 17
第４節　防災訓練計画 …… 19
第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 …… 21
第６節　相互応援（受援）体制整備計画 …… 22
第７節　自主防災組織等の育成等に関する計画 …… 24
第８節　避難体制整備計画 …… 28
第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 …… 34
第１０節　火災予防計画 …… 38
第１１節　積雪・寒冷対策計画 …… 40
第１２節　業務継続計画の策定 …… 42
第１３節　複合災害に関する計画 …… 44

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制 …… 45
第２節　津波情報伝達計画 …… 55
第３節　災害情報等の収集・伝達計画 …… 67
第４節　災害通信計画 …… 69
第５節　災害広報・情報提供計画 …… 71
第６節　避難対策計画 …… 74
第７節　救助救出計画 …… 85
第８節　津波災害応急対策計画 …… 87
第９節　災害警備計画 …… 89
第１０節　交通応急対策計画 …… 91
第１１節　輸送計画 …… 97
第１２節　ヘリコプター等活用計画 …… 99
第１３節　食料供給計画 …… 102
第１４節　給水計画 …… 104
第１５節　衣料・生活必需品等物資供給計画 …… 106

第１６節　石油類燃料供給計画 ……108
第１７節　ライフライン復旧対策計画 ……110
第１８節　医療及び助産計画 ……112
第１９節　防疫計画 ……114
第２０節　廃棄物等処理計画 ……116
第２１節　家庭動物等対策計画 ……118
第２２節　文教対策計画 ……119
第２３節　住宅対策計画 ……122
第２４節　被災建築物安全対策計画 ……125
第２５節　被災宅地安全対策計画 ……127
第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画 ……128
第２７節　障害物除去計画 ……131
第２８節　労務供給計画 ……132
第２９節　広域応援・受援計画 ……134
第３０節　自衛隊災害派遣要請計画 ……135
第３１節　災害ボランティアとの連携計画 ……138
第３２節　災害救助法の適用と実施 ……140

第４章　災害復旧・被災者援護計画

第１節　災害復旧計画 ……145
第２節　被災者援護計画 ……147

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、根室市の地域における津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

災害が津波による各種建築物等の損壊にとどまらず、津波災害の原因となる地震による火災、地震水害等の二次災害を含んだ複合的、広域的災害であるという特殊性を有し、さらにこれらの被害によって引き起こされる住機能障害、公共サービス機能障害及び生活機能障害等が広範囲かつ長期にわたって生活、経済など社会全般に大きな影響を及ぼすことから、津波災害に的確、迅速に対処するため、根室市地域防災計画の別編として定めるものである。

なお、この計画に定めるもののほか、必要な事項については、根室市地域防災計画（一般防災計画編）に基づき運用する。

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

１　津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

２　防災対策は、自助（自らの安全を自らで守る）、共助（地域において互いに助け合う）、及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民並びに市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

３　災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第４節　計画の基本方針

この計画は、市及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行なうものとする。

１　根室市

市は、防災の第一次責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。

２　北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、市及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

津波防災に関し、防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の主な大綱は次のとおりである。

１．根室市

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
市　長　部　局	（1）自主防災組織の育成指導に関すること。 （2）津波防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 （3）防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 （4）災害に関する情報の伝達、設備の整備に関すること。 （5）防災に関する施設、設備の整備に関すること。 （6）応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 （7）災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 （8）消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 （9）避難指示等に関すること。 (10) 被災者の救助及び救護並びに救援に関すること。 (11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 (13) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (15) 避難行動要支援者の把握及び擁護に関すること。 (16) 災害ボランティアの受入に関すること。
根室市消防本部	（1）災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 （2）被災地の警戒活動に関すること。 （3）住民の避難誘導と人命救助に関すること。 （4）災害時における救急活動に関すること。
根室市教育委員会	（1）児童、生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 （2）避難等に係る市立学校施設の使用に関すること。 （3）文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

２．北海道

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
根　室　振　興　局	（1）津波防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 （2）防災訓練及び津波防災上必要な教育の実施に関すること。 （3）災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 （4）防災に関する施設、設備の整備に関すること。 （5）防災に関する食料の供給、資材の備蓄及び供給に関すること。 （6）災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 （7）避難指示等に関すること。 （8）被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （9）災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (10) 市及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。 (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (14) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 根　室　出　張　所 （中標津出張所）	（1）道道及び所轄河川の維持災害復旧その他の管理を行うこと。 （2）急傾斜地崩壊危険区域の指定と崩壊防止工事を行うこと。 （3）漁港における災害復旧を行うこと。
根　室　振　興　局 保　健　環　境　部 （根室保健所）	（1）医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 （2）災害時における医療救護活動を推進すること。 （3）災害時における防疫活動及び給水、清掃等環境衛生活動を行うこと。 （4）医療、防疫、薬剤の確保及び供給を行うこと。 （5）被災地における住民の食生活の安全確保を図ること。
根　室　警　察　署	（1）住民の避難誘導及び被災者の救出救助並びに、緊急交通路の確保に関すること。 （2）津波警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。 （3）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 （4）犯罪の予防、取締り等に関すること。 （5）危険物に対する保安対策に関すること。 （6）広報活動に関すること。 （7）自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
根　室　教　育　局	（1）災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行なうこと。 （2）児童、生徒に対する地震防災に関する知識の普及に関すること。 （3）避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 （4）文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

３．指定地方行政機関

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
釧路開発建設部 （根室道路事務所・根室港湾事務所）	（１）災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 （２）国道の整備並びに災害復旧に関すること。 （３）第３種漁港、第４種漁港、港湾の整備及び災害復旧に関すること。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	（１）所轄国有林の治山による災害防止に関すること。 （２）所轄国有林に係る保安林、保安施設及び地滑り防止施設の整備並びに災害復旧に関すること （３）災害復旧対策用木材の供給に関すること。
北海道運輸局 釧路運輸支局	（１）災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 （２）災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 （３）鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保の指導に関すること。
根室海上保安部	（１）災害情報の収集及び伝達に関すること。 （２）災害時における船舶の救助及び船舶交通の障害の除去に関すること。 （３）海上における人命の救助に関すること。 （４）海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 （５）海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 （６）災害時における傷病者、救援物資等の緊急輸送に関すること。 （７）航路標識の維持管理に関すること。
釧路地方気象台	（１）津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 （２）津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 （３）市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 （４）津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
釧路労働基準監督署	事業所、工場等における災害の防止対策に関すること。

４．自衛隊

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
陸上自衛隊第５旅団 第27普通科連隊	（１）災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 （２）災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 （３）状況により、自主的な部隊の派遣をすること。 （４）災害派遣部隊による人命の救助、消防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、通信の支援等を行うこと。
航空自衛隊 第26警戒隊	（１）災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 （２）災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。 （３）状況により、自主的な部隊の派遣をすること。 （４）災害派遣部隊による人命の救助、消防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、給水及び通信の支援等を行うこと。

５．指定公共機関

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
北海道旅客鉄道㈱ 釧路支社花咲線 運輸営業所根室駅	（1）災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 （2）災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
東日本電信電話㈱ 北海道事業部 (委任機関) ㈱ＮＴＴ東日本 北海道北海道東支店	（1）気象官署からの津波警報等を伝達すること。 （2）災害時における重要通信の確保に関すること。
㈱NTTﾄﾞｺﾓ北海道支社 北海道東支店 （委任機関） ㈱ﾄﾞｺﾓ CS 北海道 北海道東支店	災害時における通信の確保に関すること。
日本赤十字社北海道 支部根室市地区	（1）災害時における医療、助産、その他救助、救護に関すること。 （2）民間団体及び個人等救助協力者が行う救助活動の連絡調整に関すること。
日本放送協会 釧路放送局	災害情報及び被害状況等の報道に関すること。
日本通運㈱ 根室支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
北海道電力ネットワーク㈱ 根室ネットワークセンター	（1）電力供給施設の防災対策に関すること。 （2）災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
郵便事業㈱ 根室支店	郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
郵便局㈱根室郵便局	窓口業務の確保に関すること。

６．指定地方公共機関

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
社団法人 根室市外三郡医師会	災害時における救急医療に関すること。
社団法人 釧路歯科医師会	災害時における歯科医療活動に関すること。

７．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
漁業協同組合・農業協同組合	（1）共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 （2）被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
商工会議所	救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。
一般病院等	災害時における医療及び防疫対策について協力に関すること。
一般運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安の確保に関すること。
避難場所管理者	避難場所の適正な管理、運営及び応急対策の実施の協力に関すること。

第６節　根室市の地形・地質

１　地形

根室市は、北海道本島の東端に位置し、太平洋に突き出た半島とその付け根にあたる部分から成り立ち、三方が海に面しており、東西 100.83 ㎞、南北 54.75 ㎞で、面積は 506.25k ㎡（歯舞群島含む）となっている。

市の中心部は半島のほぼ中心にあり、地形に高低があり、街路はおおむね緩やかな坂をなしている。

また、半島の付け根部分の厚床方面は大部分が平坦で小川が入り混じっており、大きな河川はなく、別当賀川を最大に２、３の小川がある。

また、主要交通路は東西に走っており、国道４４号線と太平洋沿岸部を走る道道１４２号線、ＪＲ花咲線が位置する。

根室市の南、太平洋側の海底地形は、海岸線にほぼ平行な海底斜面が、太平洋プレートの北米プレートへの沈み込み帯となっている千島・カムチャッカ海溝まで続いている。

プレートの沈み込み帯では、1952 年、1968 年及び 2003 年の十勝沖地震のような大規模な地震が発生している。

また、1993 年の釧路沖地震や 1994 年の北海道東方沖地震は、海洋プレート内のプレート破断型地震ではないかとみられている。釧路沖には海底斜面を切り海溝底まで続く全長 190 ㎞、日本最大の釧路海底谷が発達している。

２　既往地震における最大震度

震度５　　：　根室半島沖地震（1973 年）、北海道東方沖地震（1994 年）

震度５強　：　十勝地方南部地震（2013 年）

３　既往地震津波における最大波高（北海道地域防災計画より抜粋、現地調査による浸水高）

昭和三陸沖地震（1933 年）	1.2m
十勝沖地震（1952 年）	3.1m
チリ地震（1960 年）	3.2m
根室半島沖地震（1973 年）	6.0m
北海道東方沖地震（1994 年）	1.7m
十勝沖地震（2003 年）	1.4m
東北地方太平洋沖地震（2011 年）	3.2m

第７節　根室市周辺における津波の発生状況

北海道で記録に残っている被害地震は、1611 年（慶長 16 年）の三陸沖地震以来、約 390 年間に 100 回以上発生している。昭和 20 年以降においても、1952 年（昭和 27 年）及び 1968 年（昭和 43 年）の十勝沖地震、1960 年（昭和 35 年）のチリ地震津波、1973 年（昭和 48 年）の根室半島沖地震、1982 年（昭和 57 年）の浦河沖地震、1983 年（昭和 58 年）の日本海中部地震、1993 年（平成 5 年）1 月の釧路沖地震、同年 7 月の北海道南西沖地震、1994 年（平成 6 年）10 月の北海道東方沖地震、2003 年（平成 15 年）9 月 26 日の十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。

根室市に被害を及ぼした地震は、記録に残っている 1843 年（天保 14 年）の地震以来、1973 年（昭和 48 年）の根室半島沖地震、1993 年（平成 5 年）の釧路沖地震、1994 年（平成 6 年）の北海道東方沖地震で、いずれの地震も津波が発生するなどの大きな被害を受けている。道東に近い千島海溝周辺は、海溝型の地震が繰り返し発生する海域であり、今後とも十分注意する必要がある。

（過去の災害状況については、資料編「根室市災害事例」を参照）

第８節　津波の想定

１　基本的な考え方

北海道地域防災計画（以下「道地域防災計画」という。）では、北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近で発生する海溝型地震と、陸地で発生する陸域型地震の大きく２つに分けて考えられている。

そのうち、根室市において被害を及ぼすと考えられる海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と 1993 年の釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなると考えられているところであり、根室半島沖、釧路沖及び十勝沖での地震活動は極めて多く、これまでも平成６年の北海道東方沖地震など M8（マグニチュード８の意。以下同様）クラスの巨大地震をはじめ、M7 クラスの大地震が発生し、地震、津波による大きな被害を及ぼしている。

２　津波想定

前述のような実情を踏まえ、本計画において想定する津波は、以下の２つのレベルを想定する。

（1）発生頻度は極めて低いものの、発生すると甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
（2）最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

３　津波浸水想定

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成 24 年度に北海道が作成しているが、令和２年４月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討が行われ、令和３年７月に太平洋沿岸の津波浸水予測図が見直され、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定された。

第９節　減災対策の計画的推進

国・北海道から示される地震や津波災害による被害想定をもとに、行政機関をはじめ各防災機関と連携し、あらゆる観点から減災対策に取り組み被害の軽減を目指すため、計画的に減災対策を推進していくものとする。

第2章　災 害 予 防 計 画

津波による災害の発生及び拡大の防災を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び、事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるように努めるものとする。

第１節　住民の心構え

平成２３年３月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による津波災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

津波発生時に、市民は、家庭または職場において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

１　市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

（１）平常時の心得

ア　避難の方法（避難経路、避難場所・避難場等）及び家族との連絡方法、集合場所の確認

イ　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、ホイッスル等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ　家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

エ　隣近所との相互協力関係のかん養

オ　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

カ　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

キ　要配慮者への配慮

ク　自主防災組織の結成

ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

（２）災害時の対策

ア　地域における被害状況の把握

イ　近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ　初期消火活動等の応急対策

エ　避難場所・避難所での自主的活動

オ　防災関係機関の活動への協力

カ　自主防災組織の活動

２　事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を充分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（１）平常時の備え

ア　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

イ　防災体制の整備

ウ　事業所の耐震化の促進

エ　予想被害からの復旧計画策定

オ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

カ　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

キ　取引先とのサプライチェーンの確保

（２）災害時の対策

ア　事業所の被災状況の把握

イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ　施設利用者の避難誘導

エ　従業員及び施設利用者の救助

オ　事業の継続又は早期再開・復旧

カ　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第２節　津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

１　基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

①　発生頻度は極めて低いものの、発生すると甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

②　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、市、国及び道の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

２　津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、市の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、市、国及び道は、護岸・防潮堤等の施設整備を図るものとし、ソフト対策として市は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り市が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

（１）津波等災害予防施設の整備

市、国及び道は、次により災害予防施設の整備を実施　するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

ア　海岸保全対策

高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

イ　港湾及び漁港整備事業

（ア）港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

（イ）漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

（ウ）津波避難施設及び避難誘導施設の配置により、迅速かつ安全な避難経路が確保できる整備事業を実

施する。

（エ）津波災害による経済行動不能期間を短縮するための施設整備事業を実施する。

（オ）船舶の迅速な避難のため、港湾・漁港の係留施設の整備事業を実施する。

（２）津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア　伝達手段の確保

住民に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、市防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

イ　伝達協力体制の確保

沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

ウ　訓練の実施

地域住民に対し講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

また、沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

（３）津波警戒の周知徹底

市、道及び防災関係機関は、広報紙等を活用して津波警戒に関する周知徹底を図る。

ア　周知を図る事項

（ア）強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。

（イ）「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。

（ウ）津波の第一波は、引き波だけではなく、押し波から始まることもある。

（エ）津波は、第二波・第三波などの継続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。

（オ）強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。

（カ）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。

（キ）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

（ク）沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。

（ケ）正しい情報をラジオ・テレビ・無線などを通じて入手する。

（コ）津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

（サ）津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を

ゆるめない。

イ　船舶関係者に対し、周知を図る事項

（ア）強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ａ　津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

ｂ　津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

（イ）正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

（ウ）津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、岸壁等に近づかない。

（４）漁業地域において、周知を図る事項

ア　陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ　漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね５０ｍ以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ　避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

（５）建築物の安全化

ア　市及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

イ　市、国及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

ウ　市、国及び道は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

エ　市及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

オ　市、道及び防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震対策を推進する。

（６）主要交通の強化

市、道及び防災関係機関は、津波からの避難のため、避難路となる主要な道路、橋梁や港湾、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

（７）通信機能の強化

市、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、二重化を図るなどして、耐災害性の強化

に努めるものとする。

（８）ライフライン施設等の機能の確保

ア　市、道及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

イ　市、道及び防災関係機関等においては、自らが保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

（９）災害応急対策等への備え

市、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、津波などが発生した場合に備え、災害応急活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

(10) 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

津波災害警戒区域に所在する防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難促進施設）については、次のとおり。

なお、当該施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練の実施結果を市に報告しなければならない。

（令和５年４月１日現在）

No.	施設区分	名称	所在地	備考
1	児童福祉施設	根室市立はぼまい保育所 （歯舞地区保育センターみさき保育園）	歯舞３丁目 15 番地	
2	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	根室市歯舞会館 （歯舞総合コミュニティセンターあさひ）	歯舞３丁目 35 番地	歯舞児童教室
3	診療所	根室市立歯舞診療所	歯舞４丁目 40 番地	
4	診療所	根室市立歯舞歯科診療所	歯舞４丁目 40 番地	
5	病院	トキワ医院	常盤町２丁目４番地	

第３節　津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画

津波災害を予防し、又はその拡大の防止を図るため、防災関係職員に対して津波防災に関する教育、研修を行うとともに、一般住民に対して津波防災知識の普及を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に務める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、災害時用援護者に十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

１　職員等に対する防災教育

市及び防災関係機関は、職員に対し、津波災害時における応急活動の円滑な活動を期するため、防災に関する組織、制度、対策について講習会、研修会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及徹底を図る。

（１）教育の方法

ア　講習会、研修会等の実施

イ　防災活動手引等印刷物の配布

（２）教育の内容

ア　根室市地域防災計画（地震防災計画編、津波防災計画編）及び同計画による各機関の防災体制と各自の任務分担

イ　非常参集の方法

ウ　地震・津波に関する一般的な知識

エ　津波が発生した場合に具体的にとるべき行動と果たすべき役割

オ　地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ　今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

キ　その他必要な事項

２　一般住民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を図る。

（１）啓発内容

ア　地震・津波に対する心得

イ　地震・津波に関する一般的な知識

ウ　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備

エ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

オ　災害情報の正確な入手方法

カ　出火の防止及び初期消火の心得

キ　自動車運転時の心得

ク　救助・救護に関する事項
ケ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
コ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
サ　要配慮者への配慮
シ　各防災関係機関が行う地震災害対策
ス　応急手当、近隣の人々と協力して行う救助活動、防災上とるべき行動に関する知識
セ　その他必要な事項

（２）普及方法
ア　テレビ、ラジオ、新聞の活用
イ　インターネット、ＳＮＳの活用
ウ　市広報紙の活用
エ　映画、ビデオ、スライド等による普及
オ　パンフレットの配布
カ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

（３）市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

３　学校等教育関係機関における防災思想の普及

（１）学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

（２）児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

（３）地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

（４）社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

４　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

５　災害教訓の伝承

住民は自らの災害教訓の伝承に努めるものとし、市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うものとする。

第４節　防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

１　訓練実施機関

市は及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、自主防災組織や町会など一般住民との連携を図り、協働で訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

２　根室市防災会議が行う訓練及び地域防災訓練

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため次に掲げる訓練を実施するものとする。

また、訓練の実施終了後においては、反省会等を開催し、今後の災害応急対策の万全を期するため訓練の実施評価を行うものとする。なお、総合防災訓練をはじめ、地域単位でおこなう防災訓練についても、地域住民と市、防災関係機関が一体となった訓練を実施するものとする。

（１）総合防災訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合防災訓練を実施する。

（２）災害通信連絡訓練

地震、津波情報及び津波注意報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

（３）地域避難訓練

住民が主体となった地域単位での防災訓練を実施する。

３　訓練項目

市及び防災関係機関は、総合防災訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

（１）情報通信訓練
（２）広報訓練
（３）指揮統制訓練
（４）火災防御訓練
（５）緊急輸送訓練
（６）公共施設復旧訓練
（７）避難訓練

（８）救出救護訓練
（９）警備・交通規制訓練
(10) 炊き出し、給水訓練
(11) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
(12) 職員の非常招集、配置訓練等

４　相互応援協定に基づく訓練

市、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を行うものとする。

５　民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

６　訓練の実施

津波防災避難訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、地震発生に伴う火災の発生、家屋の倒壊など、複合的に発生する災害を想定した訓練を実施するものとする。

第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害　　時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

１　食料その他の物資の確保

（１）市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から３日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

［備蓄品の例］

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

（２）市及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

２　防災資機材の整備

市、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備拡充を図るとともに、市は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

３　備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫等の整備に努める。

第６節　相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

１　基本的な考え方

災害予防責任者は、津波災害発生時に各主体が迅速かつ効果的に災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図るものとする。

２　相互応援（受援）体制の整備

（１）市

ア　市は道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

（２）道

ア　国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ　市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

（３）消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

（４）防災関係機関等

あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

（１）市及び道は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

（２）市、道及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

（３）市及び道は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関す研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

（４）市及び道は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第７節　自主防災組織等の育成等に関する計画

地震、津波等の災害発生時には、有線電話の途絶・輻輳により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなど防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確認、保護又は避難誘導等の避難対策は震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達が守る」 という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行なわれるよう協力体制の確立を図る。

また、市長は、自主防災組織の普及のため、出前講座等をはじめとした啓発を行うとともに、自主防災組織のリーダー育成に努めるとともに、女性の参画に配慮し、女性リーダーの育成についても努めるものとする。

２　事業所等の防災組織

多数の者が利用し又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

３　自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、 その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。（別記１「自主防災組織構成例」のとおり）

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを推進するものとする。

４　自主防災組織の活動

（１）平常時の活動

ア　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会、研修会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

（ア）情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

（イ）消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

（ウ）避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

（エ）救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法を習得する。

（オ）図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ　防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

オ　高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の状況把握

（２）非常時及び災害時の活動

ア　災害時における地域住民への情報伝達、市等防災関係機関への連絡要請行動

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

（ア）連絡をとる防災関係機関

（イ）防災関係機関との連絡のための手段

（ウ）防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ　救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ　避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会など地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ　指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ　給食・救難物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

（３）援護活動

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、震災などの大規模災害時には、有線電話の途絶が想定されるため、避難行動要支援者の保護、安全確認については、市及び民生（児童）委員との連携による町会又は自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア　住民の安全確認と保護

イ　医療手配などの応急的対応

ウ　避難誘導援護

５　推進方法

（１）町会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を説明し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については、基準等を定め指導する。

（２）自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、市は組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

別記１

自主防災組織構成例

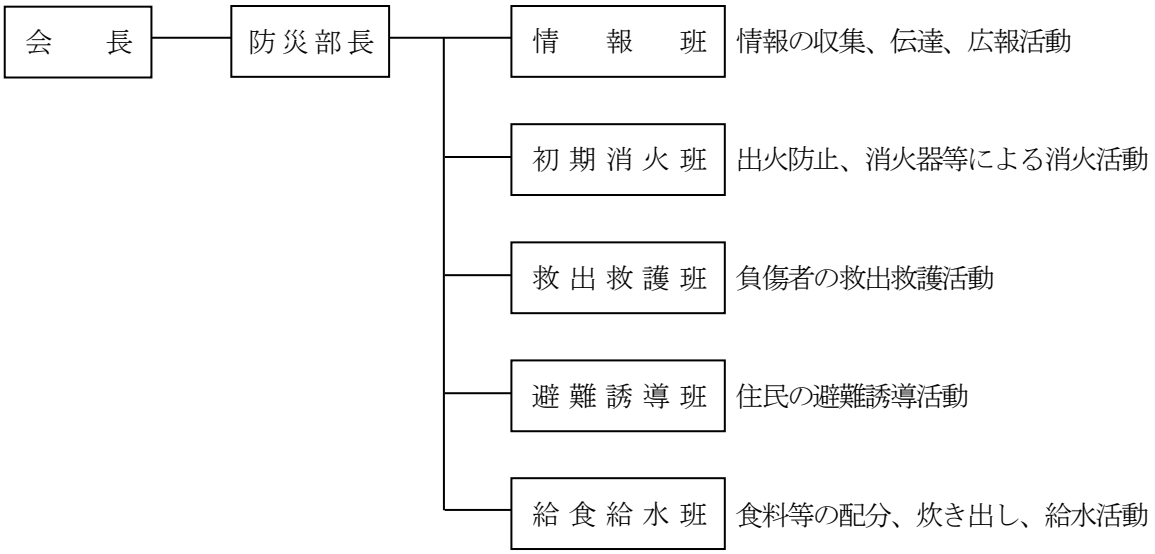

第８節　避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

１　避難誘導体制の構築

（１）市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

（２）市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

（３）避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動するよう、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（４）市及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（５）保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

（６）市及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ促すものとする。

（７）市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

（８）市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

２　指定緊急避難場所の確保等

（１）市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア　異常な現象の種類

崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波

イ　指定基準

（ア）管理条件

居住者等に開放され、居住者等受入用部分について、物品の設置又は地震よる落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと。

（イ）立地条件

安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがないと認められる土地の区域）にあること。（地震を除く。）

（ウ）構造条件

ａ　異常な現象によって生ずる水圧、波力、振動衝撃等が作用する力によって、損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること。（地震除く）

ｂ　想定水位以上の高さに避難する居住者等を受け入れ部分があり、 かつ、当該部分までの避難上有効な経路があること。（地震等を除く）

（エ）地震を対象とする指定基準（立地条件、構造条件）

ａ　当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作等がないこと。

ｂ　施設の構造が「新耐震基準」に適合すること。

（２）学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や、地域住民等の関係者と調整を図る。

（３）指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

（４）市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

（５）市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

３　避難所の確保等

（１）市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

（２）市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

（ア）　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

（イ）災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

（ウ）災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（３）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（４）　市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

（ア）指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。

（イ）老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

（ウ）学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（エ）市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（オ）市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（５）指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

（６）市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

（７）市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

４　待避所の確保等

（1）市は、指定避難所の基準に適合せず指定避難所として指定しない公共施設のうち、状況により必要に応じて臨時的に開設する施設を待避所として指定する。

待避所とは、大雨、高潮、高波などで災害が小規模又は局地的な場合や、暴風雪、停電、火災発生時などの一時待避、又は指定避難所を補完する場合などに必要に応じて開設するものとし、また、避難指示等を発令した場合は状況に応じて臨時避難所として開設するものとする。

指定にあたっては、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、指定緊急避難場所の基準を準用して異常な現象の種類ごとに指定するものとする。

また、待避所については、災害の種別に応じて指定していることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（2）待避所の管理者は、廃止、改築等により当該待避所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

（3）市長は、当該待避所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、待避所の指定を取り消すものとする。

5　根室市における避難計画の策定等

（1）避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

（2）防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（3）根室市等の避難計画

市等は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

道は、津波避難計画策定指針を示し、市は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるもの

とする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア　避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ　指定緊急避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ　指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）住民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ　避難に関する広報

（ア）防災行政無線等による周知

（イ）緊急速報メールによる周知

（ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（エ）避難誘導者による現地広報

（オ）住民組織を通じた広報

（４）被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

６　防災上重要な施設の管理等

（１）学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア　避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ　避難の経路
ウ　移送の方法
エ　時期及び誘導並びにその指示伝達方法
オ　保健、衛生及び給食等の実施方法
カ　暖房及び発電機の燃料確保の方法

（２）要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

７　公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、市及び道は、相互に連携しつつ、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

８　指定緊急避難場所、指定避難所及び待避所一覧

【別冊】資料編の「指定緊急避難場所等一覧」のとおり。

第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

津波災害発生時における要配慮者の安全確保等については、本計画の定めるところによる。

１　安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

（１）市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生（児童）委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

ア　地域防災計画の策定

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

イ　要配慮者の把握

市は、要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理し、あらかじめその実態を把握しておく。

ウ　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

市は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

オ　個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

カ　避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

キ　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ク　避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ケ　福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

（２）道の対策

道は、市及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

ア　地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例を紹介するなど作成支援に努めていく。

イ　防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、市と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

ウ　指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

エ　災害時施設間避難協定の締結促進

災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

（３）社会福祉施設の対策

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市及び消防機関との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市及び消防機関の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

２　外国人に対する対策

市及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

（１）　多言語による広報の充実
（２）　指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
（３）　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
（４）　外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第１０節　火災予防計画

津波に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、津波時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

１　津波による火災の可能性

平成５年の北海道南西沖地震や平成 23 年の東北地方太平洋沖地震など、大地震による津波により火災が発生したことが確認されている。

津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、海上に流出した油や、引火して流れる家やがれき、車などにより広範囲で延焼するなど大規模災害になる可能性が高い。

地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障ともなることから、出火防止はもとより、火災の延焼防止のため、津波発生時の引火に対する予防対策を講じるものとする。

２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火活動が重要であるので、市及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

（１）一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱いを指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

（２）防火思想の普及

ア　諸行事による普及

火災予防活動及び防火フェスティバル等を実施し、映画会、講演会の開催、防火チラシ等の防火資料の配布などを行ない、防火思想の普及徹底に努める。

イ　民間防火組織による普及

防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、自主防災組織や婦人防火クラブ等の設置及び育成を図る。

ウ　ホテルや病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施や適正な維持管理の指導を強化する。

エ　危険物製造所等については、施設の位置構造及び設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他の取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

（３）建築確認の同意

消防法第７条に基づく建築物の同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

３　予防査察の強化指導

根室市消防署は、消防法に規定する立ち入り検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生の危険排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

（１）消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。

（２）消防用設備等の自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

（3）特殊防火対象物及びひとり暮らし高齢者世帯を含めた一般家庭に対し、予防査察、指導を計画的に実施して、災害時における火災予防対策の万全な指導を図る。

4　消防力の整備

近年の産業、経済発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市及び消防機関は消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

また、市の消防力を理解し、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）及び消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）等を準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたてるものとする。

5　消防計画の整備強化

市及び消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

（1）消防力等の整備
（2）災害に対処する地理、火災危険区域等の調査
（3）査察その他の予防指導
（4）その他火災を予防するための措置

第１１節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このことから、積雪・寒冷対策を推進による災害の軽減に関する計画は、次のとおりである。

１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

２　交通の確保

（１）道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

ア　除排雪体制の強化

（ア）道路管理者は、一般国道、道道、市道の除排雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

（イ）道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ　積雪寒冷地に適した道路整備の推進

（ア）道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

（イ）道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪施設の整備を促進する。

（２）航空輸送の確保

防災関係機関は、地震による道路交通のマヒにより、孤立する集落の発生が予測されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ア　緊急ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

３　雪に強いまちづくりの推進

（１）家屋倒壊の防止

市は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

（２）積雪期における指定避難所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

（３）計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

４　寒冷対策の推進

（１）被災者及び避難者対策

ア　根室市

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

イ　北海道

道は、市における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

（２）避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料など、積雪期を想定した備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

第１２節　業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

１　業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

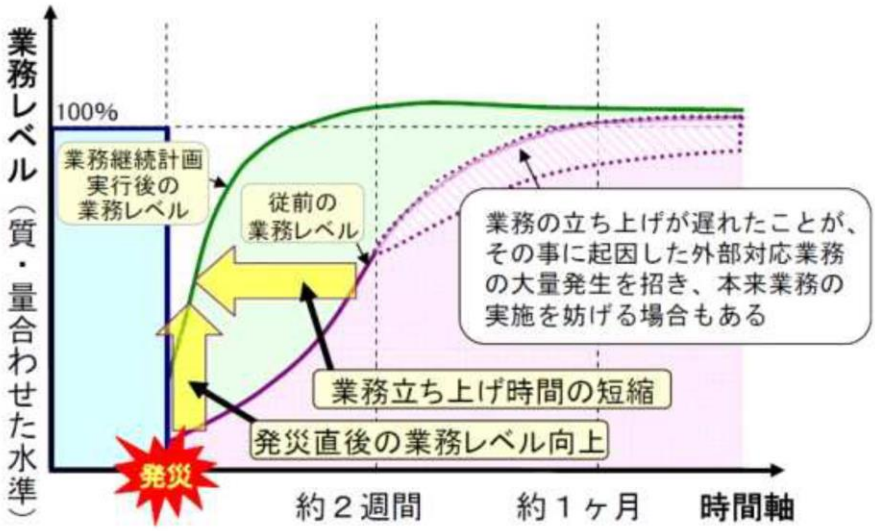

（出典：北海道地域防災計画）

２　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

（１）根室市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（２）事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。

第１３節　複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

１　予防対策

（１）防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

（２）防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

（３）市及び道は、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第３章　災害応急対策計画

津波災害による被害の拡大を防止するため、市、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第１節　応急活動体制

津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

市災害対策本部及び北海道災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

１　根室市災害警戒本部

市域に地震が発生した場合において、根室市災害対策本部を設置するまでに至らない地震（震度５弱未満）において、総務部長が設置を指示し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、警戒及び災害予防、応急対策を実施する。

（１）本部の業務

ア　気象情報等の収集

イ　関係機関及び各部への情報連絡

ウ　警戒本部に必要な職員の配備

エ　災害初期における情報の収集、伝達及び処理

オ　災害の発生が予想される地域、危険個所の巡視及び広報等

カ　災害の警戒及び応急対策上必要な事項

（２）本部の設置基準

ア　市域で震度４の地震を観測したとき。

イ　北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。

ウ　市域に気象警報が発表されたとき。

エ　その他総務部長が必要と認めるとき。

（３）本部の廃止基準

ア　予想された災害の発生危険が解消したとき又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したとき。

イ　警戒体制以上の配備体制が必要で、市長が災害対策本部の設置が必要であると認め、根室市災害対策本部を設置したとき。

２　根室市災害対策本部

市長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法、根室市災害対策本部条例（昭和37年根室市条例第35号）及び根室市災害対策本部運営規程（昭和 40 年根室市訓令第３号）に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（1）本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条第１項及び根室市災害対策本部条例の規定により、次表の各号のいずれかの基準により、市長が必要であると認めたときに設置する。

災　害　対　策　本　部　設　置　基　準
（1）本市区域内において、震度５弱以上の地震が発生したとき。
（2）大津波警報、津波警報が発表されたとき。
（3）地震、津波による被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合。
（4）その他特に市長が必要と認めるとき。

（2）本部設置の周知

市長は、本部を設置したときは、直ちに庁内、関係機関、住民に対し電話、広報車及び同報無線等を活用し、周知するものとする。

（3）本部設置場所

ア　災害対策本部は、非常配備体制を配備した場合、本庁舎３階大会議室に本部を設置するものとする。

イ　本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に本部標識板を掲示する。

（4）現地本部の設置

ア　本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、地震災害発生地域に災害対策本部の現地対策班として、現地本部を設置することができるものとする。

イ　現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。

ウ　現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

（5）本部の廃止

ア　本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。

（ア）本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。

（イ）災害に関する応急対策措置がおおむね完了したとき。

（ウ）公共機関及び公共的団体の災害応急措置がおおむね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。

イ　本部を廃止したときは、各防災機関、根室振興局、報道機関等に通知するものとする。

ウ　廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を行うものとする。

この場合、総務対策部は業務の内容、遂行状況等について各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行うものとする。

（6）本部の組織及び事務所掌

ア　本部に対策部及び班を置く。

イ　本部の組織は、別表１のとおりとする。

ウ　対策部及び班の名称、対策部長、対策副部長及び班長に充てられる職員、担当する部課並びにそれぞれの部、班の所掌事務は、一般防災計画編第２章第２節「根室市災害対策本部等」の規定によるものとする。

エ　各班の編成及び所掌事務については、原則として一般防災計画編第２章第２節「根室市災害対策本部等」の規定によるが、災害状況等により、部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各対策部長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。

オ　本部長は、災害状況又は特に必要と認めるとき、別に定める各班の編成と異なる編成を各部班に指示することができる。

（７）本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」及び「本部連絡室」を置くものとする。

ア　本部員会議

（ア）本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本　　部　　長	市　長
副　本　部　長	副市長
本　　部　　員	教育長、根室市部設置条例（昭和40年根室市条例第６号）に定める部の長、会計管理者、消防長、議会事務局長、病院事務長、教育部長及び部長相当職
本部連絡室長	総務部長
本部連絡副室長	危機管理課長

（イ）本部員会議の事務局は、総務部危機管理課に置くものとする。

（ウ）本部員会議の協議事項

a　本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。

b　災害情報、被害状況の分析に関すること。

c　災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。

d　職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

e　関係機関に対する応援の要請及び救助法の適用申請に関すること。

f　その他災害対策に関する重要な事項

（エ）本部員会議の開催

a　本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。

b　本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

c　本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。

d　本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨を申し出る。

（オ）会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

イ　本部連絡室

（ア）本部連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務に当たる。

（イ）本部連絡室の事務局は総務部危機管理課に置く。

（ウ）室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な対策部の本部連絡員との連絡にあたり、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等に努めるものとする。

ウ　本部連絡員

（ア）各対策部に本部連絡員を置く。

（イ）各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務部危機管理課長に報告するものとする。

（ウ）本部連絡員の業務は、次のとおりである。

ａ　所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握
ｂ　応急対策の実施、活動状況の把握
ｃ　応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求
ｄ　所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
ｅ　本部連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

(エ) 前項の「災害に関する情報」の報告等は、第３節「災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによる。

３　非常配備体制

本部は、津波被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあっても、必要と認めたときは、非常配備体制をとることができる。

（１）非常配備体制の種類と基準

ア　非常配備区分

非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

【非常配備に関する基準】

第　１　非　常　配　備　（警戒体制）	
配備時期	（１）震度４の地震が発生した場合で、かつ災害の発生が予想されるとき。 （２）その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	（１）特に関係のある次の班の少数人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 ①　総務対策部危機管理班（総務部危機管理課） ②　本部長が特に必要とする対策部 （２）事態の推移に伴い、第２非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	（１）総務対策部長は、釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、災害情報収集を行うものとする。

第　２　非　常　配　備（警戒・対策本部体制）	
配備時期	（1）津波注意報が発表されたとき。 （2）その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	（1）災害応急対策に関係のある次の班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 ①　総務対策部危機管理班・総務班・情報管理班・領土対策班 （総務部危機管理課・総務課・情報管理課・北方領土対策課） ②　総合政策対策部総合政策班（総合政策部総合政策室・地域創生室） ③　水産経済対策部水産港湾班（水産経済部港湾課） ④　建設水道対策部都市整備班・水道班・下水道班（建設水道部都市整備課・水道課・下水道課） ⑤　支援班（議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会） ⑥　消防対策部（消防本部） ⑦　本部長が特に必要とする対策部（班） （2）事態の推移に伴い、第３非常配備体制に円滑に移行しうる体制とし、状況に応じ、各対策部長を招集するものとし、その他の職員は待機（自宅又は所属部課）とする。
活動内容	（1）本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 （2）各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。 （3）各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ①　災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備する。 ②　装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ③　災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

第　３　非　常　配　備（対策本部体制）	
配備時期	（1）震度５弱以上の地震が発生した場合又は津波警報が発表されたとき。 （2）その他本部長が必要と認めたとき
配備内容	（1）災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活動内容	（1）速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 （2）各対策部班は、全勢力をあげて、速やかに市全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動に当たる。

イ　災害の規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

ウ　各対策本部長、各対策副部長及び各班長は先の基準に基づき、平常時より人員、車両及び資器材の配備計画をたてておくものとする。

エ　職員非常招集連絡

各対策部長、各対策副部長及び各班長は、非常招集の場合、所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

（２）配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき又は各配備基準に該当した場合、各対策部長は直ちに所管に係る配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長（総務部長）に報告するものとする。

（注）震度４以上の地震が発生した場合又は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの非常配備体制が指令されたものとする。

（３）非常配備体制の解除

各対策部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

（４）職員の動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

ア　動員の配備、伝達系統及び伝達方法

（ア）勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

ａ　非常配備体制が指令された場合又は本部を設置した場合、本部長（市長）の指示により関係対策部長に対し通知するものとする。

ｂ　各対策部長は、速やかに所属職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとし、職員は直ちに所定の配備につくものとする。

○伝達系統（勤務時間内）

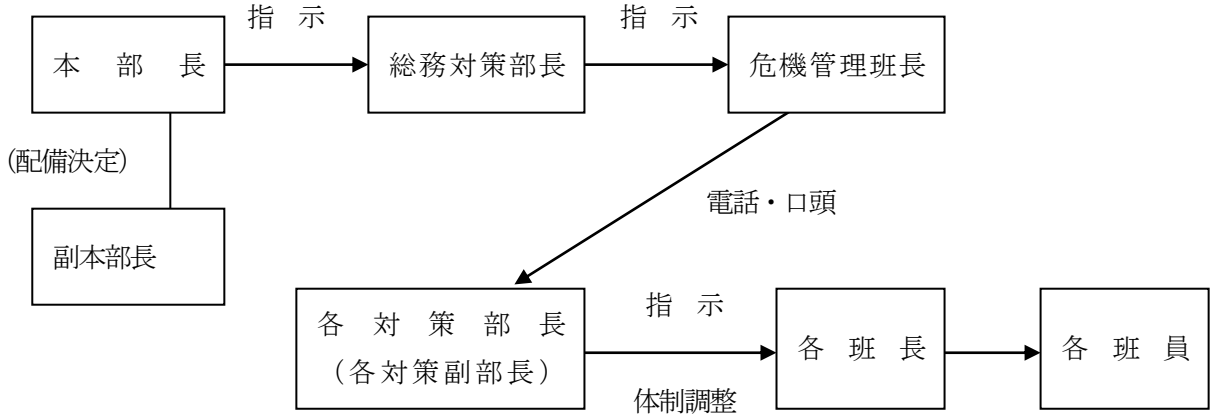

（イ）勤務時間外（夜間・休日）伝達系統及び伝達方法（警備員等による伝達）

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）に連絡するものとする。

ａ　気象警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合

ｂ　災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき

ｃ　災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

○伝達系統

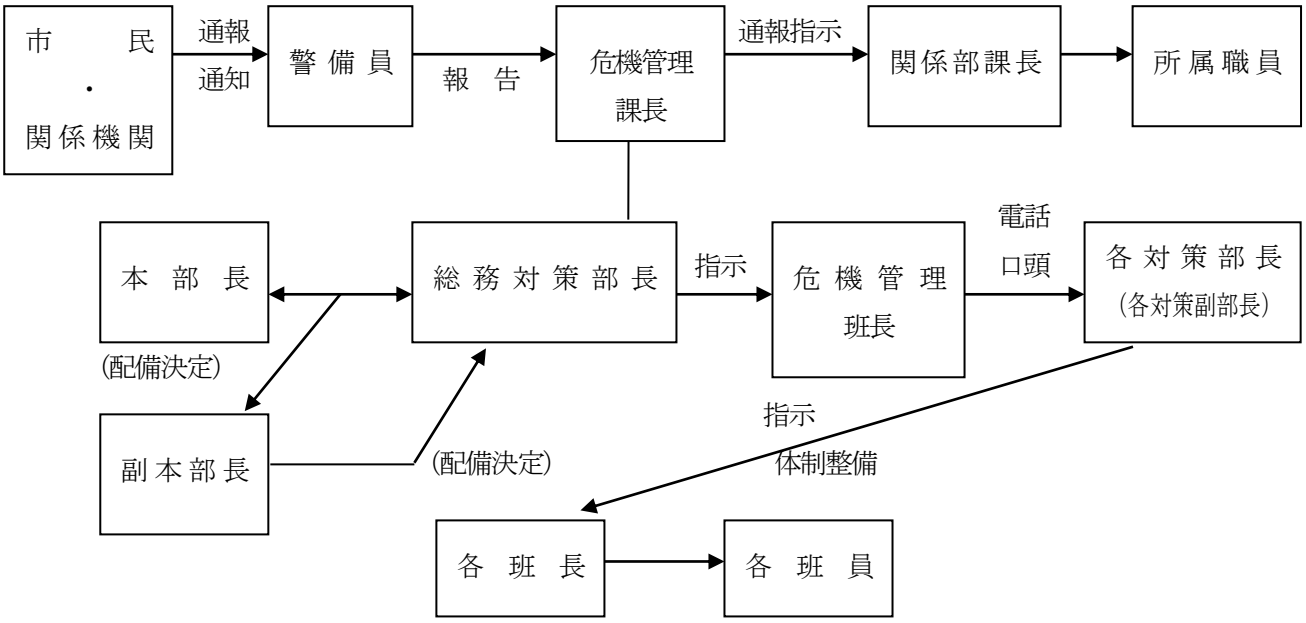

(職員への指示伝達体制の確保)

各部長及び各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

イ　職員の非常登庁

（ア）職員は勤務時間外（休日及び夜間）に登庁の指示を受けたとき又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ又は自らの判断により自身の安全の確保に十分に配慮しつつ登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

ただし、震度５弱以上の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合は、速やかに登庁するものとする。

（イ）職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、職員参集状況を把握し、必要に応じ、総務対策部長へ参集状況を報告するものとする。

（５）標識

ア　本部長、副本部長、各対策部長、各対策副部長各班長及び各班の職員は、災害において非常活動に従事するときには、身分を明らかにするため所定の腕章を着用するものとする。

イ　災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標旗をつけるものとする。

ウ　職員の身分の証明は、根室市職員服務規程（昭和41年根室市訓令第５号）第44条の規定による身分証明書によるものとし、基本法第83条第２項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

（６）市長の権限の委任

下記の権限を消防吏員に委任することができるものとする。

ア　基本法第56条（市町村の警報の伝達と警告）

（ア）災害に関する予報、警報を知ったとき、受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある団体への伝達。

（イ）この場合予想される災害の事態、とるべき措置についての通知又は警告。

イ　基本法第 59 条（市町村の事前措置等）

災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、 保安その他必要な措置をとることの指示。

ウ　基本法第 60 条（市町村の避難の指示等）

（ア）避難のための立退き指示をすることができる。

（イ）避難情報解除の公示。

エ　基本法第 62 条（市町村の応急措置）

消防、救助その他災害の発生の防御、又は災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施。

オ　基本法第 63 条（市町村長の警戒区域設定権等）

人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立ち入り制限、禁止、退去を命ずること。

カ　基本法第 64 条（応急公用負担等）

災害緊急時に他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用、除去すること。

キ　基本法第 65 条

住民を防災業務に従事させること。

別表１

災 害 対 策 本 部 組 織 図

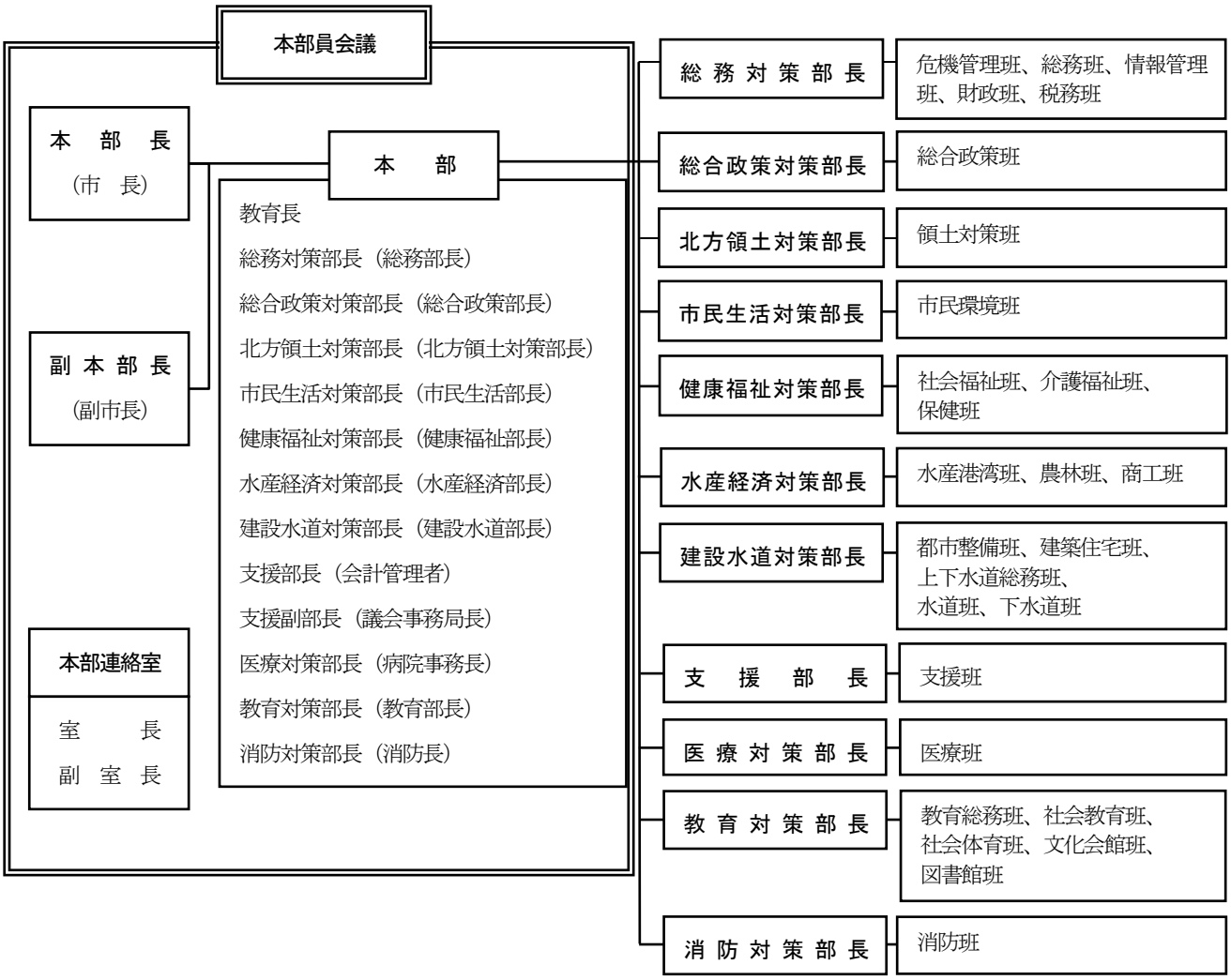

本部連絡室の編成	
室　長（総務部長） 副室長（危機管理課長） 係　員（総務部危機管理課職員）	本部連絡員 （各対策部長が所属部職員の中から指名する職員）

４　住民組織等の協力

津波災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（市長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織等に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

（１）協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

ア　災害時における住民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。

イ　緊急避難のための一時避難場所及び罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。

ウ　災害情報の収集と本部への連絡に関すること。

エ　災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。

オ　避難所内での炊き出し及び罹災者の世話に関すること。

カ　災害箇所の応急措置に関すること。

キ　本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。

ク　その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

（２）住民組織

ア　協力を要請する住民組織は、次のとおりである。

（ア）根室市赤十字奉仕団

（イ）根室市無線赤十字奉仕団

（ウ）根室市町会連合会

（エ）根室アマチュア無線クラブ

イ　その他婦人団体、自主防災組織、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

（３）担当対策部、班

住民組織活動についての担当対策部、班は、協力を求める種別によって関係の対策部班が担当するものとする。

第２節　津波情報伝達計画

津波災害に関する情報の伝達及び収集、災害予防対策、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画である。

１　津波警報等の伝達系統及び方法

次の津波警報等伝達系統図に基づき、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

（１）気象官署より通報された大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報及び情報は「津波警報等伝達系統図」（別図1）より伝達する。

（２）津波情報は、通常の勤務時間内は総務部総務課が受理するものとし、勤務時間外（休日及び夜間）は、警備員が受理するものとする。

（３）情報を受理した場合、津波警報等については、受理者である総務課長又は防災主査は速やかに総務部長へ報告するとともに、関係部課長等に連絡するものとする。

（４）連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、各伝達責任者は必要に応じて関係機関、団体、町会、学校等に対して津波警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。（別表1，2，3）

（５）警備員が、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を受理した場合は、速やかに総務課長（不在の場合は防災主査）に報告するものとする。

受理した通信文は、総務課長又は総務課職員が登庁をした際に引き継ぐものとする。

２　津波警報等の種類と内容

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される津波警報等の区分は次のとおりである。

（１）津波警報等の種類

ア　大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

イ　津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

（２）発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津

波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（5m＜予想高さ≦10m）		
		5m（3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m（1m＜予想高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m（0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ　津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（３）津波予報区

ア　津波予報区名

津波予報区名	津　波　予　報　区　域
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内

イ　津波予報で用いる地点

津波予報区名	観　測　点　名　称
北海道太平洋沿岸東部	釧路、浜中町霧多布港、根室市花咲、根室港

※根室港については、国土交通省港湾局が設置したもの

ウ　津波予報区（図）別図２のとおり

３　津波情報の種類と内容

（１）津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ［発表される津波の高さの値は、２の（２）の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表（※１）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表内容	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表

	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表 （津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・　最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・　津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・　津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・　津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・　場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（２）地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

ア　地震解説資料

防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

（ア）速報版

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや震度４以上の地震は観測されたときに発表

（イ）詳細版

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや震度５弱以上の地震が観測されたときに発表

（ウ）とりまとめ版

一連の現象終了後に発表

※気象庁防災情報提供システム（インターネット）に掲載される。

イ　管区地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表

４　異常現象発見時における措置等

（１）発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象（異常潮位等）を発見した者は、速やかに、市役所（危機管理課）又は警察官若しくは海上保安官若しくは消防機関のうち最も近いところに通報するものとする。

（２）警察官等の市への通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官若しくは海上保安官又は消防機関は、その内容を確認し、直ちに市長に通報するものとする。

（３）市長から各機関への通報及び住民への周知

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害規模、内容等により必要に応じて、関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

なお、関係機関及び住民への連絡系統図は、別表４によるものとする。

（４）通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務部長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあっては、警備員が受理し、危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）へ報告するものとする。

別図１

津　波　警　報　等　伝　達　系　統　図

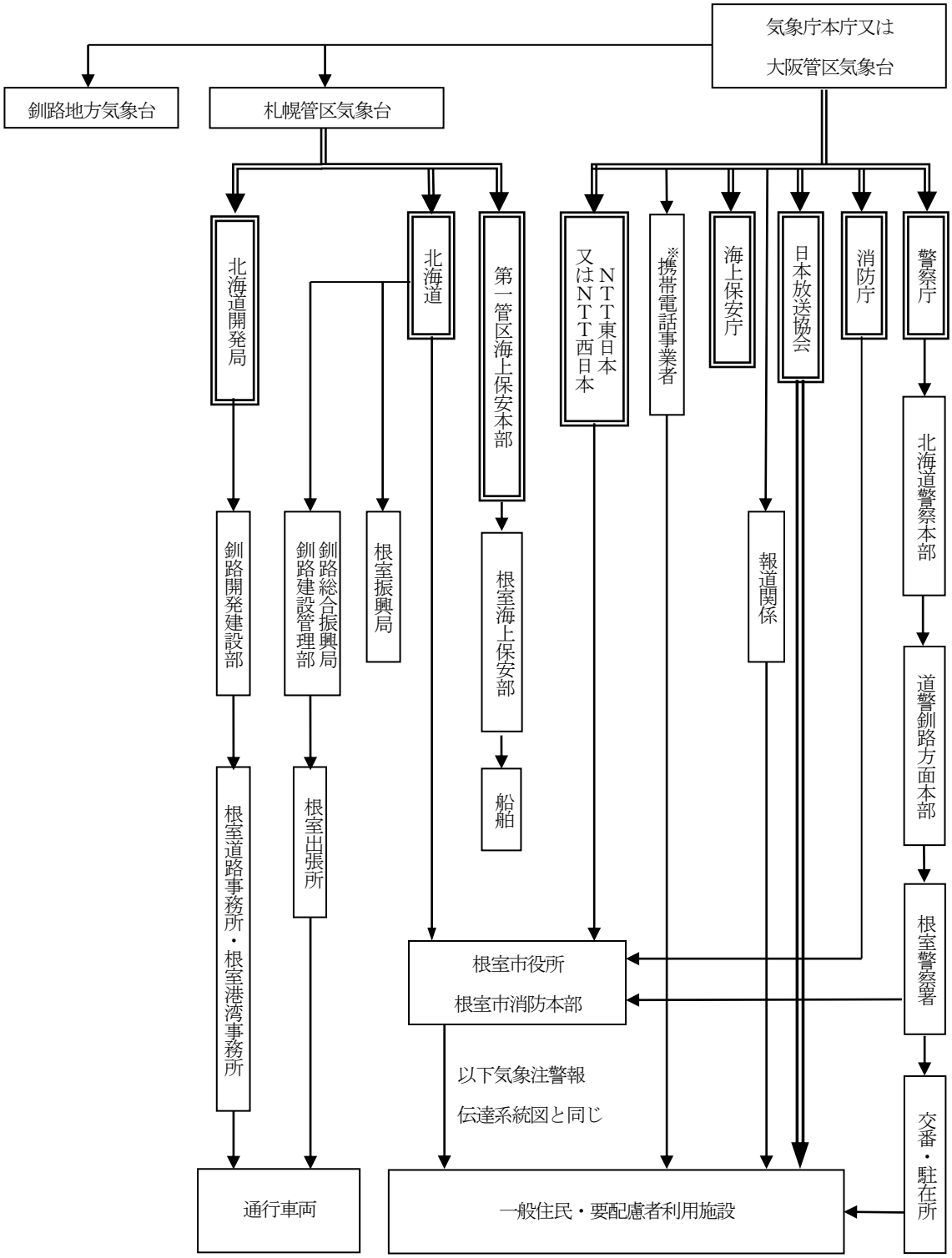

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号の規定に基づく法定伝達先。

（注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条及び第 15 条の２によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別図２

別表１

津　波　警　報　等　伝　達　先　一　覧

伝　　達　　先	伝達責任者	副　責　任　者	伝　達　方　法	左記以外の伝達方法
庁　内　各　課	総　務　部　長	総　務　課　長	電話、口頭、庁内放送	
関　係　機　関	〃	〃	電話、口頭	広報車、　防災行政無線
小　中　学　校	教　育　部　長	教育総務課長	電話、口頭	〃
保　　育　　所	市民福祉部長	社会福祉課長	電話、口頭	〃
地　区　周　知	総合政策部長	総合政策室長	電話、口頭	〃

別表２

地区別情報等周知、 連絡責任者一覧

平成 29 年９月現在

警戒区域種別	地区名	責任者	備考
水防区域	汐見町 西浜町	汐見町会長 西浜町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。
高波、高潮、津波警戒区域	浜松 長節 花咲港 落石 昆布盛 根室港 温根沼 幌茂尻 槍昔 歯舞 温根元 牧の内 桂木 珸瑤瑁 春国岱 友知 双沖 西浜町 東梅 初田牛	浜松町会長 長節町会長 花咲港第一町会長 落石西町会長 昆布盛町会長 弥生町・緑町・平内町各町会長 温根沼町会長 幌茂尻町会長 槍昔町会長 歯舞第五町会長 温根元第二町会長 牧の内町会長 桂木町会長 珸瑤瑁第二町会長 友知第一町会長・友知第二町会長 双沖第一町会長 西浜町会長 東梅町会長 	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。 沿岸住民へ直接連絡するものとする（居住なし）。 沿岸住民へ直接連絡するものとする。
急傾斜地崩壊危険区域	花咲港 西浜町 岬町 友知 琴平町 昆布盛 汐見町	花咲港第一町会長 花咲港西浜町会長 西浜町会長、宝西町会長 岬町会長 友知第一町会長、友知第二町会長 琴平町会長 昆布盛町会長 汐見町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。

警戒区域種別	地　区　名	責　任　者	備　考
急傾斜地崩壊危険区域	平内町 落石 有磯町 浜松 花園町 穂香 宝林町 昭和町 千島町 汐見町 駒場町 弥栄町 東梅 幸町 北浜町 光洋町 牧の内	平内町会長 落石西町会長、落石東町会長 有磯町会長 浜松町会長 花園町会長 穂香町会長 宝西町会長、宝林町会長 昭和第三町会長 千島町会長 汐見町会長 駒場第一町会、駒場第二町会 駒場第三町会 弥栄町会長 東梅町会長 幸町会長 北浜町会長 第一光洋町会長 三番川町会長	
地滑り予想区域	浜松	浜松町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。
孤立化予想区域	槍昔	槍昔町会	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。

（注）各町会の責任者氏名・連絡方法については、別に名簿を調整しておくものとする。

別表３

関係機関等の連絡先一覧

（平成29年９月現在）

機関名	住所	電話
根室市役所	根室市常盤町２－２７	23－6111
航空自衛隊第２６警戒隊	〃　光洋町４－１５	24－8004
陸上自衛隊第５旅団第27普通科連隊	釧路郡釧路町字別保１１２	0154－40－2011 (緊急時優先 40－2013)
根室海上保安部	根室市琴平町１－３８	24－3118
釧路地方気象台	釧路市幸町１０丁目３番地 釧路地方合同庁舎９階	0154-31-5110
釧路開発建設部根室道路事務所	〃　敷島町１－５	24－4188
北海道森林管理局根釧東部森林管理署	標津郡標津町 南２条西２丁目１番９号	01538－2－2202
根室振興局	根室市常盤町３－２８	24－0257
根室警察署	〃　弥栄町１－１７	24－0110
根室振興局保健環境部 （根室保健所）	〃　弥栄町２－１	23－5161
釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所	〃　宝林町４－２８７	23－6391
東日本電信電話㈱北海道事業部	札幌市中央区北１条西４	011－212－4466
（委任機関） ㈱NTT 東日本-北海道釧路営業支店	釧路市黒金町９－２	0154－21－3203
北海道電力ネットワーク㈱根室ネットワークセンター	根室市大正町１－７	0153－24－3181
根室市消防本部（署）	〃　大正町１－３０	24－3164
根室市消防署花咲港消防分遣所	〃　花咲港３６６－５	25－8550
根室市消防署厚床消防分遣所	〃　厚床１－３８	26－2154

機　関　名	住　所	電　話
根室市消防署歯舞消防分遣所	〃　歯　舞４－４０	28－2031
根室市消防団落石消防団員詰所	〃　落石東３９１－１	27－2244
釧路開発建設部根室港湾事務所	〃　琴平町１－３８	24－4355
北海道運輸局釧路運輸支局	釧路市鳥取大通６丁目２番１３号	0154－51－2522
市立根室病院	根室市有磯町１－２	24－3201
郵便事業㈱根室支店	〃　本町４－４１	24－2052
郵便局㈱根室郵便局	〃　本町４－４１	24－2052
根室漁業無線局	根室市花咲港	25－8221
北海道旅客鉄道㈱根室駅	〃　光和町２－１	24－3208
㈱ＮＴＴドコモ北海道支社北海道東支店	釧路市北大通１０－１	0154－22－8870
（委任機関）㈱ドコモCS北海道北海道東支店	釧路市北大通１０－１	0154－22－8870
根室漁業協同組合	根室市海岸町１－１７	23－6161
歯舞漁業協同組合	〃　歯舞４－１２０－１	28－2121
落石漁業協同組合	〃　落石西３９５－２	27－2121
根室湾中部漁業協同組合	〃　温根沼３４４－３	25－3131
根室商工会議所	〃　松ケ枝町２－２７	24－2062
道東あさひ農業協同組合根室支所	〃　光和町１－１５	22－2121

別表４

災 害 情 報 連 絡 系 統 図

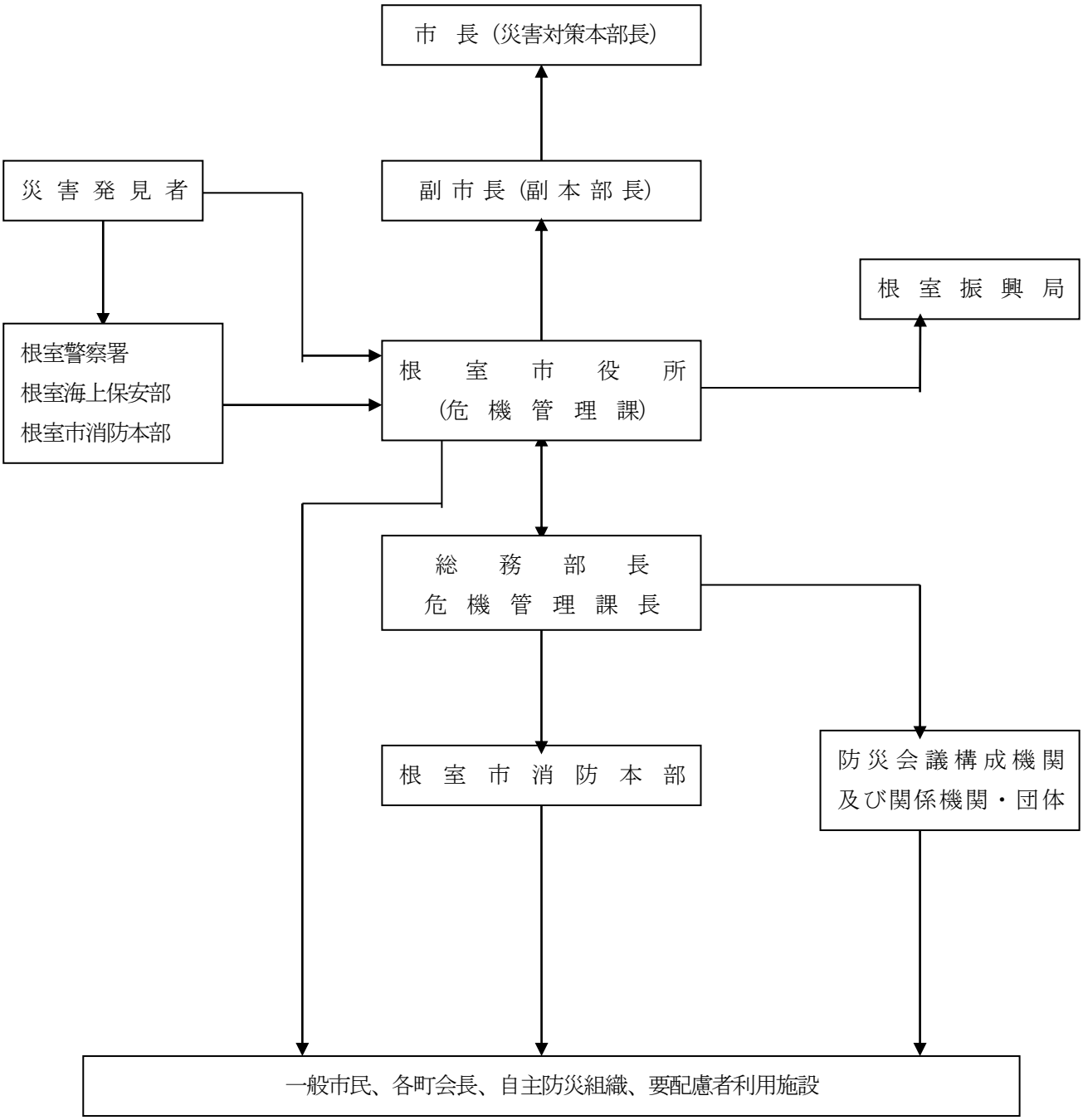

第３節　災害情報等の収集・伝達計画

津波災害時における災害情報等の収集、伝達計画は、次のとおりである。

１　災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理的空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

（１）市及び道は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。

（２）市、道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ局等）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

（３）放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市、道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

（４）防災関係機関は、それぞれが所有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

（５）市及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

２　被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法第 53 条の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまで、一般防災計画編第４章第２節別記１に定める「災害情報等報告取扱要領」により北海道知事（根室振興局長）に報告するものとする。また、特別の事情により知事に報告が困難な場合にあっては、国（総務省消防庁）に

直接報告するものとする。

なお、震度５弱以上を記録した場合は、被害状況を道に報告する。（ただし、震度５強以上を記録した場合は、第１報を道及び国（消防庁）に原則として 30 分以内で可能な限り早く報告する。）

また、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

（１）各対策部長は、所管に係る災害情報等を本部連絡室長（総務部長）を経て本部長に報告する。

（２）本部連絡室長は、各対策部長から受理した災害情報のうち、他の部に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。

（３）総務対策部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を第５節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、総務班を通じて報道関係機関に発表する。

（４）各対策部長は、基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部連絡室と連絡調整をとり、相違のないようにする。

（５）災害対策本部が設置されない場合における被害報告も本要領に準じて行うものとする。

（６）災害情報

災害の概要を把握し、早急に対策を講ずる資料とするものであるので災害の発生するおそれのある場合又は発生した場合その経過に応じ把握した事項を逐次報告するもので、その様式は、一般防災計画編第４章第２節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」別表２のとおりとする。

ア　雨量、河川の水位等の状況とは、災害時における降雨量、それに伴う河川の水位の増減、風速高波等異常な自然現象の状況を報告すること。

イ　交通、通信及び水道等の状況とは、異常な自然現象等により道路、鉄道が不通となった箇所及び電話障害の箇所並びに飲料水、電気等の住民の生活に直結する公共的な被害の状況を報告すること。

ウ　救助法適用の状況とは、救助法を適用しなければならないような状態である場合、 その地区名、被害棟数、罹災人員並びに救助実施内容について報告すること。

エ　自衛隊派遣要請の状況とは、災害の状況により自衛隊の派遣要請を要求する場合、次の事項を報告すること。

（ア）災害の状況及び派遣を必要とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

第４節　災害通信計画

津波災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定めるところによる。

１　通信方法

災害時における通信手段は、基本的にＮＴＴの電話利用による通信計画を優先的に考えるものである。

次いで、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等によるＮＴＴ通信途絶時の通信方法として、防災行政無線、各機関の無線施設、衛星携帯電話、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信方法の利用を確保するものとする。

２　専用通信施設等の利用

（１）根室市

本市が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、一般防災計画編第４章第３節「災害通信計画」別表１のとおりである。

（２）防災関係機関

市内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、通信相手機関に最も近い防災関係機関を経て行うものとする。

各防災関係機関の施設一覧は、一般防災計画編第４章第３節「災害通信計画」別表２のとおりである。

３　通信途絶時の連絡方法

情報連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、以下のとおり実施する。

（１）有線電話が途絶した場合

ア　本市所有の防災行政無線、消防無線電話、衛星携帯電話を最大限に活用する。

イ　移動無線、携帯無線の活用

ＮＴＴ無線電話等を速やかに災害用に使用する。

ウ　他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用又は利用した通信を行うことができないときは、北海道地方非常通信協議会が定める機関別通信系統により無線通信局の協力を求め通信を行う。

エ　他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線の協力を得て、緊急通信連絡体制を確保する。

オ　アマチュア無線等の協力要請

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

「災害時における災害情報等の通信連絡の協力に関する協定」	平成９年７月 31 日締結

カ　徒歩及び自転車等の利用

４　災害時優先電話等の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。また、非常扱

いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達をする。

（１）災害時優先電話による連絡

（２）電報による通信（非常電報）

５　防災行政無線の整備

災害時における通信連絡体制の確保又は災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの情報伝達系統を強化するため、防災行政無線（同報無線）を増設するなど無線の整備を促進するものとする。

第５節　災害広報・情報提供計画

市及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

１　災害広報及び情報等の提供の方法

市及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

（１）住民に対する広報等の方法

ア　市及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティＦＭを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、ＩＰ告知システム、広報車両、インターネット、ＳＮＳ（Twitter 等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ　市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ　アの実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ　アのほか、市及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやＬアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

（２）市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、主に次の項目について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

ア　災害の種別（名称）及び発生年月日

イ　災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ　被害状況

（ア）交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

（イ）火災状況（発生箇所、避難等）
（ウ）電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
（エ）道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
（オ）その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
エ　救助法適用の有無
オ　応急、恒久対策の状況
（ア）避難について（避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等）
（イ）医療救護所の開設状況
（ウ）給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
（エ）衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
カ　災害対策（警戒）本部の設置又は廃止
キ　住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

（３）道の広報

市及び関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配置するなど、報道対応窓口を明確化した上で、報道機関への情報提供等により被災地域内外に対し適切に情報提供する。

（４）防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を市民に広報するとともに、北海道災害対策（警戒）本部に対し情報の提供を行う。

（５）災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

２　安否情報の提供

（１）安否情報の照会手続

ア　安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ　安否情報の照会を受けた市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ　安否情報の照会を受けた市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
（ア）	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認め

	む。）	られる情報
（イ）	・被災者の親族（（ア）に掲げる者を除く。） ・被災者の職場関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
（ウ）	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ　市は、上記のウに関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

（２）安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができるものとする。

ウ　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市、消防、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居住が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

３　災害時の氏名等の公表

（１）市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（２）北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

第６節　避難対策計画

津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

１　避難実施責任者及び措置者

地震の発生に伴う火災、崖崩れ、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保をを夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

（１）市長（基本法第60条）

ア　市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

（ア）避難のための立退きの指示

（イ）必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ）緊急安全確保の指示

（エ）大津波警報（特別警報）、津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ　市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ　市長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに北海道知事（根室振興局長）に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。

エ　市長から委任を受けた消防吏員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し又は指示する。

（２）　水防管理者（水防法第29条）

ア　水防管理者（市長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、釧路方面根室警察署長にその旨を通知する。

（３）知事又はその命を受けた道職員（基本法第 60 条、第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア　知事（根室振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

　また、知事（根室振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ　知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

ウ　根室振興局長は、市長から避難指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、市長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

　また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。

（４）警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

ア　警察官又は海上保安官は、（１）のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

イ　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

（５）自衛隊（自衛隊法第 94 条）

　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

　この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

イ　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

ウ　警戒区域の設定等（基本法第 63 条第３項）

エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第８項）

オ　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第３項）

２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

（１）連絡

　市、道（根室振興局）、北海道警察本部（根室警察署）及び第一管区海上保安部（根室海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（２）助言

ア　市

市は、避難のための立退き緊急安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台や国、道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ　国や道の関係機関

市から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、市長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

（３）協力、援助

ア　北海道警察（根室警察署）

市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

イ　根室海上保安部

避難の指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

３　避難情報等の発令基準

避難情報等の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

区分	土砂	高潮	津波
危険区域	土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域
警戒レベル２ 注意喚起	○大雨警報（浸水害）が発表された場合 ○大雨警報（浸水害）が夜間～翌日早朝までに発表される見込みがある場合	○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（夕刻時点で注意喚起） ○高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合	○津波注意報が発表された場合
警戒レベル３ 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル３高齢者等避難の発令	○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕	○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合

	が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	刻時点で発令） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	
警戒レベル４ 避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	○高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表され、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 ○高潮特別警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合など）（夕刻時点で発令）	○津波警報・大津波警報が発表された場合 ○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合
警戒レベル５ 緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂災害の発生が確認された場合	（災害が切迫） ○水門、陸閘等の異常が確認された場合 （災害発生を確認） ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合	

※津波については、警戒レベルは付さない。
※詳細は、資料編の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を参照

4　避難指示等の周知

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとっ

て具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生（児童）委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

（１）避難指示等の理由及び内容
（２）避難場所及び経路
（３）火災、盗難の予防措置等
（４）携帯品等その他の注意事項

５　避難方法

（１）避難誘導

ア　避難誘導は、市職員（市民生活対策部市民環境班）、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、市職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

イ　津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

ウ　市職員、消防職・団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、 津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

（２）移送の方法

ア　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市において車両、船艇等によって移送する。

イ　市は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ　道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ　また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

6　避難行動要支援者の避難行動支援

（1）市の対策

ア　避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生（児童）委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ　避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

（ア）指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

（イ）病院への移送

（ウ）施設等への緊急入所

エ　応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ　在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ　応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

（2）道の対策

道は、市における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に市において福祉避難所を開設した場合、市の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

7　避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、消防職員・消防団、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、

避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

８　被災者の受入れ及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむ得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　指定緊急避難場所の開設

市は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

１０　指定避難所の開設

（1）市は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（2）市は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

（3）市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（4）市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（5）市は、著しく異常かつ甚大な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

（6）市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

（7）避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効

果的な情報発信の手段について検討する。

（８）市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

１１　待避所の開設

市は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて待避所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

１２　指定避難所等の運営管理等

（１）市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（２）市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

（３）市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

（４）市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（５）市は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、市や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（６）市は、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所におけるペットのためのスペースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。なお、ペットのためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（７）市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視

点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（８）市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（９）市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 市及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

(11) 根室警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

(12) 市及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(13) 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。

(14) 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。

(15) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(16) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

(17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

１３　広域避難

（1）広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

（2）道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（3）道外への広域避難

ア　市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ　道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ　道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数，施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ　市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（4）避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（5）関係機関の連携

ア　市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ　道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

１４　広域一時滞在

（1）道内における広域一時滞在

ア　災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認められる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ根室振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

エ　市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に

報告する。

オ　市長は、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災者を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求める。

カ　市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知する。

キ　市長は、広域一時滞在による避難元又は避難先の市町村と被災者に関する情報を共有するなど連携を図る。

（２）広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

（３）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第７節　救助救出計画

津波災害時において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助、救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市や消防をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

１　実施責任

（１）市（消防機関）

市（救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

なお、市は警察署、消防機関等協力を得て救助救出を行うが、災害が甚大であり、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村や北海道に応援を求めるほか、第３章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊派遣要請を要求するものとする。

また、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（２）警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

（３）根室海上保安部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

（４）北海道

道は、市を包括する基幹として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討するものとする。

２　救助救出活動

（１）被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出救護を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先的に配分するものとする。

（２）海上における救助救出活動

根室海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難

者の救助活動を実施する。

（３）災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第３章第１節「応急活動体制」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第８節　津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波警報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

１　津波警戒体制の確立

市並びに次の機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

（１）根室市

海浜等にある者に対し、海岸等からの避難、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

（２）北海道（根室振興局）

津波情報の収集、根室市との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

（３）北海道警察（根室警察署）

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

（４）第一管区海上保安本部（根室海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

２　住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、根室市及び関係機関は、津波来襲に備え、次の対策を実施する。

（１）根室市

市長は、沿岸住民に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

（２）北海道（根室振興局）

市が災害の発生により、避難指示等を行うことができない場合、知事は、避難指示等に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

（３）北海道警察（根室警察署）

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体に警報等の内容を伝達するとともに、根室警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

（４）第一管区海上保安本部（根室海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

３　災害情報の収集

道、北海道警察及び第一管区海上保安本部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第９節　災害警備計画

津波に関する根室警察署の諸活動は、本計画の定めるところによる。

１　災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、各種災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

２　災害時における警備体制の確立

根室警察署長（以下警察署長）は、次のいずれかの事項を認知したとき又は発生するおそれがある場合において必要があると認めたときは、警察署を長とする災害警備本部を設置するものとする。

（１）震度５弱以上の地震又は大規模な被害が生じるおそれがある場合
（２）「大津波警報」「津波警報」の発表
（３）その他多数の死傷者を伴うおそれのある大規模な災害やその災害で物的被害が予想される場合
（大規模な台風等）

３　災害警備

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

（１）住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
（２）被害情報の収集に関すること。
（３）災害警備本部の設置運用に関すること。
（４）被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること
（５）犯罪の予防、取締り等に関すること。
（６）危険物に対する保安対策に関すること。
（７）広報活動に関すること。
（８）根室市等の防災関係機関が行う各種業務の協力に関すること。

４　事前措置

（１）市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

（２）市長の要請により行う事前措置

警察署長は、市長からの要請により、基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとする。

この場合にあたっては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

５　災害時における広報

警察は、防災関係機関と相互に連携し、住民への広報を実施する。

６　避難

警察官は、市長から基本法第60条の要請を受けたとき又は市長が立退き指示が出来ないと認めるときは、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きを指示することができる。

避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

７　救助

警察は、被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救出救助を実施する。

８　応急措置

（１）警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

警戒区域を設定し、 通知を行った場合等の事後措置は市長が行うものとする。

（２）警察署長は、警察官が基本法第64条第7項、並びに同法第65条第2項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

（３）警察官が応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、市長が行うものとする。

９　交通規制に関する事項

（１）警察署長は、災害が発生した場合、道路管理者と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア　破損し又は通行不能となった路線名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（２）交通規制の実施

ア　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないときは又は道路標識等を設置して行いことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

第１０節　交通応急対策計画

津波の発生に伴う道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、次のとおりである。

１　交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

（１）北海道警察

ア　災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行う必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。

イ　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることによ罹災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　上記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（２）根室海上保安部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

（３）釧路開発建設部

一般国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため､障害物の除去に努めるものとし、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

（４）北海道

ア　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

（５）市（消防機関）

ア　道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ　消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急

通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　消防吏員は、上記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（6）自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ又は自ら当該措置を実施

イ　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令

ウ　現場の被災工作物等の除去等

２　道路の交通規制

（1）道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア　損壊又は通行不能となった路線名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（2）交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア　交通規制を実施するときは、必要に応じて道路標識等を設置する。

イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないときは又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、道路管理者及び現場警察官等の指示によりこれを行う。

（3）関係機関との連携

道路管理者及び北海道警察本部が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

３　海上交通安全の確保

根室海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。

（2）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

（3）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

（４）水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等水路の安全を確保する。

（５）航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか必要に応じて応急標識の設置に努める。

４　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限する。

（１）通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

（２）緊急通行車両の確認手続

ア　車両の確認

知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ　確認場所

緊急通行車両の確認は、根室振興局、又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ　緊急通行車両

（ア）緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

ａ　特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項

ｂ　消防、水防その他の応急措置に関する事項

ｃ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

ｄ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

ｅ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

ｆ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

ｇ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ｈ　緊急輸送の確保に関する事項

ｉ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ　事前届出制度の普及等

市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、

自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

（３）規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア　確認手続

（ア）北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

（イ）確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、警察署及び交通検問所で行う。

（ウ）証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記（ア）に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ　事前届出制度

（ア）規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

a　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

b　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

c　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

d　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ）事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

４　放置車両対策

（１）北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（２）道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものする。

（３）道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

５　緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

（１）計画内容

ア　対象地域

道内全域

イ　対象道路

既設道路及び概ね令和７年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

（２）緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は約 11,371 ㎞に上っている。

ア　第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,245 ㎞〉

イ　第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第３種漁港、第４種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長 3,831 ㎞〉

ウ　第３次緊急輸送道路ネットワーク

第１次及び第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 271 ㎞〉

（３）根室市内の緊急輸送道路の区分等

根室市内の緊急輸送道路については、別表１のとおり

別表１　北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

令和５年４月現在

区分	番号	道路情報	路線番号	路線名	延長(km)	備考
１次	1	一般国道（全部）	44		41.5	
	2	主要道道（一部）	1035	根室半島線	3.5	
	3	一般道道（全部）	3313	根室港線	0.8	
	4	２級市道（全部）	244	牧の内横１号線	0.3	
	5	１級市道（一部）	188	横15号線	0.3	
	6	２級市道（一部）	287	光洋団地21号線	0.1	
	7	１級市道（一部）	265	花咲街道１号線	1.3	
	8	２級市道（一部）	528	東４号線	0.6	
	9	その他市道（一部）	132	縦20号甲線	0.1	
	10	その他市道（一部）	137	縦22号甲線	0.1	
	11	港湾道路（一部）		北地区道路	0.3	根室港
	12	港湾道路（一部）		琴平町臨港道路	0.2	根室港
	13	港湾道路（一部）		海岸町１号線	0.4	根室港
	14	港湾道路（一部）		中央地区道路	0.2	
	15	港湾道路（一部）		東物揚場道路	0.1	
	16	港湾道路（一部）		臨港道路（東）	0.6	
計		１６路線			50.4	
２次	17	主要道道（一部）	1035	根室半島線	42.5	
	18	主要道道（全部）	1142	根室浜中釧路線	38.0	
	19	一般道道（全部）	3310	花咲港線	5.3	
	20	一般道道（全部）	4123	落石港線	2.6	
	21	港湾道路（一部）		海岸町臨港道路	0.1	根室港
	22	港湾道路（一部）		本町臨港道路	0.1	根室港
	23	港湾道路（一部）		西浜幹線道路	0.5	花咲港
	24	港湾道路（一部）		西浜漁業埠頭道路	0.2	花咲港
	25	漁港道路（一部）		漁港内道路	0.6	歯舞漁港
計		９路線			89.9	
３次	26	漁港道路（一部）		漁港内道路	0.3	温根元漁港
計		１路線			0.3	
全延長		２６路線			140.6	

国　　道	41.5km
道　　道	92.7km
市　　道	2.8km
港湾道路	2.7km
漁港道路	0.9km
計	140.6km

第１１節　輸送計画

津波災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援あるいは救助のための資器材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

１　実施責任者

災害時輸送は、市長が行うものとする。（基本法第 50 条第２項）

２　輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

（１）道路輸送

ア　道路の確保

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（第 10 節交通応急対策計画参照）に指定する道路を災害発生時に通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）として、優先的に路線の確保を図るものとする。

また、防災拠点や避難所等への輸送を円滑に実施するため、市があらかじめ指定する災害発生時に通行を確保すべき道路については、優先的な路線確保に努め、その他の道路についても適切な対応を図るものとする。

イ　車両等の確保

災害発生のおそれがあり又は発生した場合、総務対策部長は必要と認める数の車両を待機させ使用するものとする。（市有車両は一般防災計画編第４章第 16 節「輸送計画」別表１のとおり）

ただし、災害の規模等により、市有車両のみでは輸送をすることができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借上げを行う。

ウ　燃料の調達

燃料の調達は、一般防災計画編第４章第 16 節「輸送計画」別表２のガソリンスタンドから調達するものとする。

（２）海上輸送

ア　災害の状況により陸上輸送が不可能な場合又は、海上輸送が最も確実で効果的な場合、根室海上保安部等関係機関又は民間運送事業者に要請し、船艇の確保を行うものとする。また、港湾区域において、根室港区の耐震強化岸壁に隣接する港湾施設用地を緊急搬入物資の荷捌き・一時保管場所とするなど複合的な活用に努めるものとする。

イ　港湾施設用地から避難所等へ緊急搬入物資の円滑な陸上輸送を実施するため、市内主要幹線道路へ連絡

する臨港道路の整備を図るものとする。

（３）空中輸送

ア　空中輸送の要請

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は根室振興局を通じ道に対し北海道警察、自衛隊又は海上保安庁所管の航空機の派遣を要請するものとし、ヘリコプター等の活用については、第12節「ヘリコプター等活用計画」による。

イ　物資投下可能地点

各避難所として指定する小・中学校のグラウンドとし、その都度定める。

３　輸送の範囲

（１）被災者を避難させるための輸送

（２）医療及び助産で緊急を要する者の輸送

（３）被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送

（４）飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

（５）救援物資の輸送

（６）その他特に必要を要する輸送

４　緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会（北海道警察）が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両の走路における通行を禁止した場合は、市長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として北海道知事又は北海道公安委員会（北海道警察）に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送に当たるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

（１）標章（一般防災計画編第４章第16節「輸送計画」様式１）

（２）緊急通行車両確認証明書（一般防災計画編第４章第16節「輸送計画」様式2）

５　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

６　輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）「輸送記録簿」（一般防災計画編第４章第16節「輸送計画」様式3）

７　緊急輸送道路ネットワークの整備促進

市は、本市地域内の国道、道道、市道が津波等の災害により通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることなどを想定し、信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークとして、高規格幹線道路「一般国道44号根室道路」の整備について、関係機関との調整を図るものとする。

第１２節　ヘリコプター等活用計画

津波災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

１　基本方針

市内において地震・津波災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

２　ヘリコプター等の活動内容

（１）災害応急対策活動

ア　被災状況調査などの情報収集活動

イ　救難物資、人員、資機材等の搬送

（２）救急・救助活動

ア　傷病者、医師等の搬送

イ　被災者の救助・救出

（３）火災防御活動

ア　空中消火

イ　消火資機材、人員等の搬送

（４）その他

ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合

３　市の対応等

市は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

（１）離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

（２）安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

（３）ヘリコプター発着可能地点

ア　ヘリコプター着陸可能地点の選定条件

災害時等の緊急を要する場合は、条件を満たすヘリコプターの緊急離着陸場を確保するものとする。

（一般防災計画編第４章第10節「ヘリコプター等活用計画」別紙参照）

イ　ヘリコプター着陸可能地点は次のとおりである。

所在地	名　　称	着陸場所の面積	電話番号
光洋町４－１５	航空自衛隊根室分屯基地	１，５７５㎡	２４－８００４
牧の内１４６	根室市青少年センター（総合グラウンド）	１９，７５８㎡	２３－５９８２

ウ　防災ヘリポートの設置

市は、災害時において物資輸送や緊急を要する患者搬送などを迅速確実に実施するため、ヘリポートを次のとおり設置する。

所在地	名　　称	着陸場所の面積	電話番号
東和田４９－４	根室市防災ヘリポート	２，２４０㎡	２４－３１６４ （市消防本部）

４　北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

（１）応援要請の要件

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱及び「北海道消防防災ヘリコプターによる緊急搬送手続要領」の定めるところにより、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

ア　市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合

イ　災害が近隣市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合

ウ　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

（２）要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにするものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、（４）の要請手続をとる。

ア　災害の種類

イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ　災害現場の気象状況

エ　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

オ　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要な事項

（３）要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒００７－０８８０　札幌市東区丘珠町７７５番地１１

ＴＥＬ　０１１－７８２－３２３３

ＦＡＸ　０１１－７８２－３２３４

北海道防災行政無線　６－２１０－３９－８９７、８９８

（４）救急患者の緊急搬送手続等

ア　依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合または生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

（ア）航空室へは消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後根室振興局及び根室警察署にその旨を連絡する。

（イ）要請は電話等により行うとともに、ＦＡＸにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。

イ　依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。

ウ　ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。

エ　航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

第１３節　食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食・調味料の供給並びに炊き出し等は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市長（市民生活対策部市民環境班・健康福祉対策部社会福祉班）が実施する。

（２）救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

２　供給の対象者

（１）避難場所に収容された者

（２）住家が被害を受け炊事のできない者

（３）災害により住家の被害を受け、一時縁故先等へ避難する者

（４）被災地において応急作業に従事している者

３　供給品目

供給品目は原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

４　食料の調達供給方法

（１）米穀

市長は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とする場合に、市内の業者から調達するものとするが、必要応急用米穀等を市内で確保できないときは、その確保について根室振興局長を通じ知事に要請するものとする。

なお、救助法が適用された場合は、政府保有の米の知事への緊急引き渡し手続きについては、農林水産省が別に定めるところによる。

（２）麦製品等

市内のパン製造業者等に依頼して調達する。

（３）副食、調味料

副食、調味料については必要に応じて市内業者から調達する。

ただし、市において調達が不可能である場合又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。

（４）乳児食の調達

乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて市内業者から調達し、支給するものとする。

５　炊き出し計画

（１）炊き出し及びその給与は、市民生活対策部が行うものとする。

（２）炊き出し施設は、原則として一般防災計画編第４章第17節「食料供給計画」の施設を利用するものとするが、不足する場合又は指定施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、旅館等を利用するものとする。

（３）必要に応じて日本赤十字奉仕団、婦人団体、町会、自衛隊等の協力、応援を求め、避難場所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

６　食料の輸送

食料の輸送は、本章第16節「輸送計画」の定めるところによる。

７　食料の配付

（１）被災者に対する食料の配付は、原則として避難場所等において実施する。

（２）食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難場所等において配付する。

（３）食料の配付については町会、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

８　備蓄、調達

（１）食料調達は、原則として市内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を市において備蓄するものとする。

※主要食料、副食、調味料在庫場所、在庫量一覧　一般防災計画編第４章第19節「衣料・生活必需品等物資供給計画」参照

（２）緊急調達に備え、事前に市内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

９　費用の限度及び供給期間

救助法の基準による。

10　炊き出しの給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、給与状況について、一般防災計画編第４章第17節「食料供給計画」様式１により記録しておかなければならない。

（１）炊き出し給与状況（様式１）

第１４節　給水計画

津波災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）応急給水は、市長（建設水道対策部上下水道総務班）が実施する。

（２）救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第１項の規定により委任された場合は市長が行う。

２　給水対象者

（１）災害のため飲料水を得ることができない者。

（２）対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

３　給水の方法

（１）輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水資機材（給水タンク等）により補給水源から取水し、被災地内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

（給水資機材一覧については、一般防災計画編第４章第 18 節「給水計画」別表１のとおり）

（２）浄水装置による給水

輸送その他の方法により給水が困難であり、付近に利用可能な水源（公共施設等の受水槽やプールなど）がある場合は、浄水装置その他の必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（３）家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

（４）給水施設の整備

市は災害時、住民に応急給水を速やかに行うため、耐震性貯水槽及び浄水装置の整備を促進するとともに、市内の井戸を調査の上、事前に災害時に使用できるよう協議を行い、飲料水の確保に努めるものとする。

４　住民への周知

（１）給水にあたっては、総務対策部と連携して広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）等により住民に周知する。

（２）広報内容

ア　給水拠点の場所及び応急給水方法

イ　水道施設の復旧見込み及び被害の状況

ウ　その他必要事項

５　給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に建設水道対策部水道班が水道指定業者の協力を得て応急復旧を行うものとする。

６　給水応援の要請

市長は自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道又は他市町村への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器材の応援を要請する。（自衛隊派遣要請については、本編第３章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）

※補給水利の種別・所在数量　一般防災計画編第４章第18節「給水計画」別表２参照

７　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

８　給水の記録

給水を実施した場合は、一般防災計画編第４章第18節「給水計画」様式１により記録しておかなければならない。

（１）飲料水の供給簿（様式１）

第１５節　衣料・生活必需品等物資供給計画

津波災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するなど、被災者の生活の一時的な確保については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は知事が行い市長（市民生活対策部）は、これを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

（２）救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長が行うものとする。
なお、物資の調達が困難なときは、知事にあっせん又は調達を要請する。

２　実施の方法

（１）市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

（２）給与又は貸与の対象者は次のとおりとする。

ア　災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

イ　被服、寝具その他生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３　調達の方法

（１）物資調達の方法
救助法の適用の有無にかかわらず、市民生活対策部が世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資配分計画を作成し、この物資配分計画に基づき調達するものとする。

ア　世帯構成員別被害状況
（様式１　一般防災計画編第 4 章第 19 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」　参照）

イ　物資購入（配分）計画書
（様式２　一般防災計画編第 4 章第 19 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」　参照）

（２）給与又は貸与物資の種類

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　外衣（洋服、作業衣、子供服等）

ウ　肌着（シャツ、パンツ等）

エ　身廻り品（タオル、手拭、靴下、傘等）

オ　炊事道具（茶碗、皿、箸等）

カ　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）

キ　光熱材料（マッチ、ローソク等）

（３）備蓄・調達方法

ア　必要な物資については調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は市において備蓄保管するものとする。

イ　日赤北海道支部根室市地区は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要なときは日赤北海道支部長に要請する。

※災害救助物資備蓄一覧　一般防災計画編第４章第19節　参照

ウ　その他調達にあたり、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備えるものとする。

なお、緊急時に市内で調達困難な場合は知事に依頼し、調達するものとする。

４　給与又は貸与の方法

市長（市民生活対策部）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、前項の配分計画に基づき市民生活対策部長を責任者とし、町会等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

５　義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱いは、総務対策部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

６　費用の限度及び供給期間

救助法の基準による。

７　物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、一般防災計画編第４章第19節「衣料・生活必需品等物資供給計画」　に準拠し、記録しておかなければならない。

第１６節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）根室市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域内の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

（２）北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

２　石油類燃料の確保

（１）災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請又は斡旋を求めるものとする。

（２）知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核ＳＳ、住民拠点ＳＳ及び北海道地域サポートＳＳの営業状況等を把握し、市や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

３　平常時の取組

道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や市の担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、市民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量と

しておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第１７節　ライフライン復旧対策計画

津波発生に伴う各種災害のうち生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生ずる。

これら各施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

１　水道施設

（１）応急復旧

災害時における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、市建設水道部は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害が生じた場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急給水については、第３章第14節「給水計画」によるものとする。

（２）広報活動

地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況、復旧見込み、断水及び応急給水に関することについて、災害対策本部総務対策部と連携して、広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）の活用又は報道機関の協力を得て、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

２　下水道施設

（１）応急復旧

市建設水道部は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、水洗トイレが使用できない場合等を想定して、適宜仮設トイレを設置するなどの対策を検討するものとする。

（２）広報活動

地震により下水道施設に被害が生じた場合は、施設の被害状況及び復旧見込み又は水洗トイレの使用の自粛等の広報を、災害対策本部総務対策部と連携して、広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）の活用並びに報道機関の協力を得るなどして実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

３　電気

（１）応急復旧

北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンターは、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

（２）広報活動

地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や市などの防災関係機関の協力を得て、広報を実施し、住民の不安解消に努める。

なお、市は、北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンターからの情報収集により、必要に応じて防災行政無線（同報無線）等により広報を行うものとする。

４　通信（電話）

地震災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなどその影響は極めて大きいものがある。

（１）応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部など通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の困難又は通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

（２）広報活動

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害が生じた場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について、広報するとともに、電話利用の自粛について、理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

なお、平素から、電話帳等で被害時における電話の利用について周知する。

第１８節　医療及び助産計画

津波災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

（２）救助法が適用されない場合は市長（健康福祉対策部保健班、医療対策部）が実施する。

２　医療及び助産の対象者及びその把握

（１）対象者

ア　医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　災害の発生日前後７日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

（２）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず町会長等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し、本部連絡室を通じ本部長に通知する。

通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し、医師、歯科医師及び助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資機材等の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示する。

３　応急救護所の設置

応急救護所は、原則として避難所のうち各地区ごとに中学校を指定するが（一般防災計画編第 4 章第 12 節「医療及び助産計画」別表１）、必要に応じて他の公共施設を使用する。

４　医師会に対する出動要請

（１）市長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、社団法人根室市外三郡医師会、社団法人釧路歯科医師会に対して出動要請を行う。

なお、出動要請については、両医師会との協定に基づき出動要請を行う。

ア　要請する場合には、次の事項を通知する。

（ア）災害発生の日時、場所、原因及び状況

（イ）出動の時期及び場所

（ウ）出動を要する人員及び資機材

（エ）その他必要な事項

「災害時の医療救護活動に関する協定」	平成８年７月１６日締結
「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」	平成１４年３月１８日締結

５　救護班の編成

市長は、災害により医療を必要とする場合は、医療対策部を主体に応急医療に当たる。医療対策部の編成が困難な場合又はその診療能力を越える場合等においては、社団法人根室市外三郡医師会長並びに社団法人釧路歯科医師会長に救護班の編成及び派遣を要請し、応急医療に当たる。

救護班の編成基準は、社団法人根室市外三郡医師会長並びに社団法人釧路歯科医師会長の定めるところによる。

６　医薬品の確保・供給

健康福祉対策部保健班は、根室薬業組合との協定に基づき、医療、歯科医療並びに助産の実施に必要な医薬品及び衛生機材を確保し、速やかに医療機関、救護所へ医薬品等の供給を実施する。

「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」	平成９年２月１７日締結

７　患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、救急告示病院又は最寄りの病院に移送する。

８　関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、知事（根室振興局長）に対し次の関係機関の応援要請を行う。

（１）救護班の支援（日赤救護班等）

（２）患者移送（自衛隊）

９　医療機関等の状況

（１）医療機関（一般防災計画編第４章第 12 節「医療及び助産計画」別表２－１、２－２　参照）

（２）助産機関（一般防災計画編第４章第 12 節「医療及び助産計画」別表３　参照）

（３）医療薬品取扱機関（一般防災計画編第４章第 12 節「医療及び助産計画」別表４　参照）

１０　費用の限度及び期間

救助法の基準による

１１　救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

（１）救護班活動状況

（２）病院診療所医療実施状況

（３）助産台帳

※ 一般防災計画編　第４章第 12 節　様式１・２・３参照

第１９節　防疫計画

津波災害時における感染症の予防及び活動の実施は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）被災地の防疫は、市長（健康福祉対策部保健班）が知事の指導・指示に基づき実施するものとする。

（２）災害による被害が甚大で、市のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

２　防疫班の編成

市長は、被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班（健康福祉対策部保健班・市民生活対策部市民環境班）を編成するものとする。

３　防疫の種別と方法

（１）防疫班の消毒活動

ア　浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布するものとする。

イ　指定避難所のトイレその他の不潔な場所の消毒は１日１回以上、クレゾール、オルソ剤等を用い実施するものとする。

ウ　井戸の消毒

井戸の消毒は、水１㎥につき 20ｃｃの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分に撹拌した後２時間以上放置させ使用するものとする。

なお、水害等で汚水が直接流入した場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ、井戸替えを施さないと使用させないものとする。

（２）被災世帯における家屋等の消毒

ア　汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水などで拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ、石灰を散布するよう指導するものとする。

イ　トイレはクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳を投入・撹拌するものとする。

（３）感染症患者等に対する措置

被災地に一類、二類感染症患者及び当該感染症に罹患していると疑われる者が発生し又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに根室振興局保健環境部（根室保健所）に連絡し、適切な措置をとるものとする。

なお、一類、二類感染症が集団発生した場合、一般の医療機関に緊急避難的に感染症患者を入院させることがあるため、根室振興局保健環境部（根室保健所）の指示に基づき適切な措置をとるものとする。

ア　第２種感染症指定医療機関

医療機関名	感染症名	住　　所	病床数
市立根室病院	二種感染症患者	根室市有磯町 1-2	4
市立釧路総合病院	二類感染症患者	釧路市春湖台 1-12	4

（４）臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

（５）指定避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア　疫病調査等

避難者に対しては少なくとも１日１回疫病調査をするものとし、調査の結果検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

イ　清潔方法、消毒方法等の実施

避難者に衣服類等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石けん液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

エ　飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

４　防疫資機材の調達

災害時において、市が保有する防疫用資機材等を使用して不足をきたした場合においては、根室振興局保健環境部（根室保健所）並びに隣接市町村より借用するものとする。

※防疫活動に要する機材等の所有状況　一般防災計画編第４章第 13 節「防疫計画」参照

５　家畜の防疫

（１）実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとし、家畜保健衛生所長において実施する。

（２）防疫実施の方法

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する消毒菌により汚染され感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パーンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

第２０節　廃棄物等処理計画

津波災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜等の処理、飼養動物の取扱い等については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第27節「障害物除去計画」による。

１　実施責任者

（１）被災地における清掃は、地域住民の協力を得て市長（市民生活対策部市民環境班）が実施するものとする。

（２）市長は、災害による被害が甚大で市のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村及び道に応援を求め実施する。

２　清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。

３　廃棄物等の処理方法

（１）ごみの収集処分の方法

ア　収集

（ア）災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業に当たる。

（イ）被災地の住民に協力を要請し、台所のくず類を優先的に収集し、感染症の原因となる汚物から順に収集するものとする。

（ウ）一般的なごみはその後収集するものとする。

（エ）災害の状況により、現有ゴミ収集車両によって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動又は民間業者から車両を借入れて実施するものとする。

イ　処分

市のごみ埋立処理場及びじん芥焼却場を使用し、災害の状況により両施設及びその付近に一時貯蔵し、後日適正処分する。

（２）し尿の収集処分の方法

ア　収集

（ア）被災地域の完全収集に当たるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にする。

（イ）避難が実施された場合には、避難所及び被災地域を重点的に収集に当たるものとし、状況により応急仮設トイレを設置する。

イ　処分

市の下水終末処理場を使用して処分を行うものとする。

４　死亡獣畜の処理方法

（１）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
（２）所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは市長が実施するものとする。
（３）死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、死亡獣畜取扱場において集中焼却又は埋却処理をするものとする。
（４）移動し難いものについては、知事（根室振興局保健環境部長（根室保健所長））の許可を得て、他に影響がない限りその場で埋却又は焼却するものとする。
　なお、埋却する場合は、1m以上覆土するものとする。

第２１節　家庭動物等対策計画

津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）根室市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

（２）北海道

ア　根室振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ　道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

２　家庭動物等の取扱い

（１）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第３号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（２）災害発生時における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

（３）　災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

３　同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

※　収容台帳　一般防災計画編第 4 章第 28 節「家庭動物等対策計画」　参照

第２２節　文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障を来した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市立小中学校における応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、市長及び教育委員会（教育対策部教育総務班）　が行うものとする。

（２）救助法が適用された場合の児童・生徒に対する学用品に給与は知事が行い、市長（教育対策部教育総務班）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第１項の規定により委任された場合は市長が行う。

（３）各学校ごとの被災発生に伴う応急措置は、学校長が具体的な応急計画をたてて行うこととする。

（４）道立高校における応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、知事及び道教育委員会が行うものとする。

２　応急教育対策

（１）休校措置

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア　登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビ、その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底させるものとする。

イ　授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、地区別に集団下校を原則とし、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

（２）学校施設の確保と復旧対策

ア　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ　校舎の一部が使用不可能となった場合

特別教室、 屋内運動場等を利用し、不足する場合は二部授業の方法をとるものとする。

ウ　校舎の大部分又は全部が使用不可能となった場合

（ア）公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用するものとする。

（イ）校舎の大部分又は全部が使用不可能となり他の施設の確保ができない場合は、応急仮校舎等の建築を検討するものとする。

（３）教育の要領

ア　災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ　特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

（ア）教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

（イ）公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校施設以外の施設を利用する場合は、

授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。

（ウ）通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

（エ）学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容により授業に支障とならないよう留意する。

ウ　災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

（４）教職員の確保

被災学校の教職員、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は当該被災学校の教職員のみで実施が不可能なときは、教育委員会に報告し、教育委員会は教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

（５）学校給食等の措置

ア　給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

（６）衛生管理対策

学校が収容避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア　校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ　校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ　避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。

エ　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

（７）教科書及び学用品の調達並びに支給

ア　対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品を喪失又はき損した者に対して支給する。

イ　支給品目

（ア）教科書及び教材

（イ）文房具

（ウ）通学用品

ウ　調達方法

教育委員会は各学校長と緊密な連絡を保ち、その数量を速やかに調達し道教育委員会に報告するとともに、市内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。

なお、市内において調達困難なときは、知事に依頼し調達するものとする。

エ　支給方法

教育委員会は、各学校長と緊急な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

オ　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

カ　学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、記録しておかなければならない。

※一般防災計画編　第４章第 26 節「文教対策計画」　様式参照

３　文化財保全対策

市長は、次の文化財に災害が発生したときは教育委員会と連絡をとり、その保全保護を講ずるものとする。

※文化財一覧　一般防災計画編　第４章第 26 節「文教対策計画」　参照

第２３節　住宅対策計画

津波災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

（２）根室市

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　実施の方法

（１）避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

（２）公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

（３）応急仮設住宅

ア　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

イ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。

ウ　建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

エ　建設型応急住宅の建設用地

市及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ　建設戸数（借上げを含む。）

市長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

カ　規模、構造、存続期間及び費用

（ア）建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てと

し、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

（イ）応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

（ウ）費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任する。

ク　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

（４）平常時の規制の適用除外措置

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

（５）住宅の応急修理

ア　対象者

（ア）住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

（イ）大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

イ　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ　修理の範囲と費用

（ア）応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

（イ）費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

（６）災害公営住宅の整備

ア　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

（ア）地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

a　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

b　市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

c　滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

（イ）火災による場合

a　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

b　滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

イ　整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って建設地の市に譲渡し、管理は建設地の市が行うものとする。

ウ　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

（ア）入居者資格

a　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

b　収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。
ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

c　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

（イ）構造

再度の被災を防止する構造とする。

（ウ）整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

（エ）国庫補助

a　建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の２／３
ただし、激甚災害の場合は３／４

b　借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の２／５

３　資材等の斡旋、調達

（１）市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

（２）道は、市長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

４　住宅の応急復旧活動

市及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

５　応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録するものとする。

（１）応急仮設住宅台帳（一般防災計画編　第４章第 24 節「住宅対策計画」　様式１参照）

（２）住宅応急修理記録簿（一般防災計画編　第４章第 24 節「住宅対策計画」　様式２参照）

第２４節　被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策については、この計画の定めによるところによる。

１　応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

（１）活動体制

市長は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動体制は、次の通りとする。

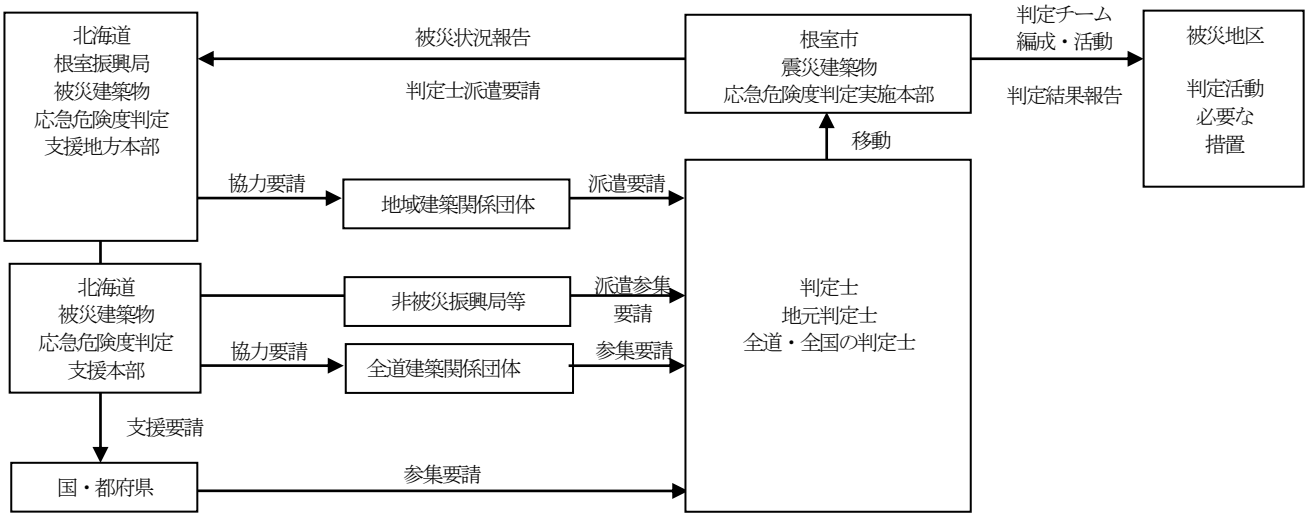

（２）応急危険度判定の基本事項

ア　判定対建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害状況により判定対象を限定することができる。

イ　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

ウ　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の三段階で判定を行い、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」の３色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすいところに貼付する。

なお、３段階の判定内容は次のとおりである。

危　険：建築物の損傷が著しく、倒壊の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合。

エ　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ　判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

２　石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

（１）基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

（２）実施主体及び実施方法

ア　市及び道

市及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ　建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ　解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、Ａ３（42.0cm×29.7cm）以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ　廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第２５節　被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項についてはこの計画の定めるところによる。

１　危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し判定士の派遣等の支援を要請する。

２　危険度判定の支援

知事は、市長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

（１）「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
（２）宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。
（３）判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

（１）宅地に係る被害情報の収集
（２）判定実施計画の作成
（３）宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編制
（４）判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
（５）判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

市は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

津波災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する収容処理及び埋葬の実施については本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市長（市民生活対策部市民環境班）が実施するものとする。

（２）救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

（３）警察官

（４）海上保安官

２　実施の方法

（１）行方不明者の捜索

ア　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ　捜索の実施

市長が消防機関、警察官及び海上保安官の協力により捜索班を編成し実施する。この場合、被災の状況により、関係機関、関係市町村及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ　捜索の方法

捜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

エ　応援要請

（ア）関係市町村への要請

本市において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、捜索の応援を依頼する。

（イ）応援の要請事項

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

ａ　行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

ｂ　行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

（２）遺体の処理

ア　対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ　遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検死及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

（ア）身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

（イ）身元が判明しない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、市長が行うものとする。

ａ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、及び遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

ｂ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所）へ埋葬の処理をするまで収容安置する。

（３）遺体の埋葬

ア　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び遺族が災害のために埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体を埋葬するものとする。

イ　埋葬の方法

（ア）市長は、遺体を土葬又は火葬に付し又は棺、骨壷等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

（イ）身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

（ウ）市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

３　火葬場の状況

令和４年４月現在

火　葬　場　名	所　在　地	火　葬　炉	電 話 番 号
蒼　　香　　苑	穂香１８２の３、８	３　基	２４－４０５２

４　他市町村における遺体の漂着処理

市長は、被災された他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

（１）遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次のように処理するものとする。

ア　道内の他市町村から漂着した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ　道外の他市町村から漂着した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

（２）遺体の身元が判明していない場合

ア　ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ　遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた遺体であることが推定できない場合は、市長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

５　費用の限度及び捜索等の期間

救助法の基準による。

６　捜索等の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、記録しておかなければならない。

※一般防災計画編　第４章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」
様式１・２・３参照

第２７節　障害物除去計画

津波災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市長（建設水道対策部都市整備班）

救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第１項の規定により委託された場合は市長が行うものとする。

（２）道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え又与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、概要は次のとおりとする。

（１）住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合。

（２）障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合。

（３）河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。

（４）その他公共的立場から除去を必要とする場合。

３　障害物の除去の方法

（１）実施責任者は、自らの応急対策機械器具等を用い又は状況に応じ、要請による災害派遣出動中の自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

（２）障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

４　除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において附近遊休地等を利用し、集積するものとする。

５　除去に必要な機械器具等の確保

市有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、民間業者等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

６　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

７　障害物除去の状況の記録（一般防災計画編第４章第25節「障害物除去計画」様式１参照）

障害物を除去した場合は記録しておかなければならない。

第２８節　労務供給計画

津波災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇い上げ､供給については本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、市長（総務対策部総務班）が雇用を行うものとする。

２　動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

（１）災害応急対策の協力団体員の動員要請
（２）近隣者に対する協力要請
（３）労務者の雇い上げ

３　動員の要請

各対策部長は、応急対策のため労務要員を必要とする場合は、次の事項を明示して、労務要員の要請を行い、要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を策定し労務の供給を行うこととする。

（１）労務要員を必要とする理由
（２）作業の内容
（３）従事する場所
（４）就労予定期間
（５）所要人員数
（６）集合場所
（７）その他参考事項

４　労務者雇用の範囲

（１）被災者の避難のための労務者
（２）医療助産の患者移送労務者
（３）被災者の救出のための機械器具その他資材の操作の労務者
（４）飲料水供給のための労務者
（５）遺体の捜索、処理のための労務者
（６）その他災害応急対策のために必要な労務者

５　公共職業安定所長への要請

災害応急対策の実施に労務者を市長が雇い上げ不可能な時又は必要人員を雇い上げ出来ない場合は、根室公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして、求人申込みをするものとする。

（１）職種別所要労務者数
（２）作業場所及び作業内容
（３）期間及び賃金等の労働条件

（４）宿泊施設等の状況
（５）その他必要な事項

６　費用の限度及び期間
（１）費用は市が負担するものとし、賃金は一般の水準によりその都度市長が定める。
　　ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合はこれによるものとする。
（２）期間は、当該救助の実施期間以内とする。

７　労務者雇用の記録
　労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。
（１）労務者雇用台帳（一般防災計画編第４章第32節「労務供給計画」様式１）

第２９節　広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

１　防災相互応援体制の確立

（１）市長は、地震等による大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

（２）他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受け入れ態勢を確立しておく。

２　応援出動態勢

（１）要請者

災害時または災害復旧の応援出動要請は市長（本部長）が行う。

（２）災害対策または災害復旧

現場において、道及び他の市町村に応援のため職員の派遣を要請する必要が生じた場合は、各班長は本部事務局長を通じて、市長（本部長）に協議するものとする。

（３）応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての対応は、直接関係する班が当たるものとする。

関係班長は、応援の日数及び宿舎、食料確保等などについて危機管理班長に報告することとし、危機管理班長は、応援活動の状況を把握しておくものとする。

３　消防相互応援体制の確立

（１）市長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防救助隊による応援等を要請するよう依頼する。

（２）他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

（３）緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第３０節　自衛隊災害派遣要請計画

津波災害時における自衛隊の災害派遣要請については、本計画の定めるところによる。

１　災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

（１）人命救助のための応援を必要とするとき。
（２）水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
（３）大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
（４）救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
（５）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
（６）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

２　災害派遣要請手続き等

（１）要請要求方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書（一般防災計画編 第４章第８節 様式１）をもって北海道知事（以下「知事」という。）に対し要請を要求するものとする。

この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

なお、電話等はケーブル破損等により通信不可能な場合を想定し、衛星携帯電話等による連絡方法について検討し、速やかに要求できる体制づくりを確立していくものとする。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２）担当の対策部及び派遣要請要求

ア　自衛隊の災害派遣要請の要求は、総務対策部危機管理班が行うこととする。
イ　派遣要請は、根室振興局地域創生部地域政策課（電話 24-4799）を経由し、知事へ要求するものとする。

（３）緊急を要する場合の災害派遣要請方法

市長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請を要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、別表１の部隊に通報できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事に連絡し、所定の方法により文書を提出するものとする。

３　災害派遣部隊の受入れ態勢

（１）受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア　資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのための措置及び準備をするものとする。

イ　連絡員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

ウ　作業計画の準備

担当部班は、受入れのため次の事項に関し計画をたて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

（ア）応援を求める作業の内容

（イ）機材等の確保

（ウ）派遣部隊の車両及び機材等の保管場所の準備

（エ）派遣部隊の待機・展開場所（別表２）、指揮所

（２）派遣部隊到着後の措置

ア　派遣部隊との作業計画の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ　知事への報告

総務対策部危機管理班は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

（エ）従事している作業内容及び進捗状況

（オ）その他参考となる事項

４　経費負担等

（１）次の費用は、派遣部隊の受入側（市）において負担する。

ア　資材費及び機器借上料

イ　電話料及びその施設費

ウ　電気料・水道料

エ　汲取量

（２）その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

５　連携強化等

（１）連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

（２）連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、派遣部隊等の長と緊密な連絡調整を行うものとする。

（３）連携の強化

市長は、平常時から自衛隊と共同の防災訓練を実施するなど、密接な連携強化に努めることとする。

６　自主派遣

自衛隊は、自衛隊法第83条第２項ただし書に基づき、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等との連絡を確保し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、自衛隊が自主的に災害派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

（１）関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（２）知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（３）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（４）その他災害に際し、上記（１）～（３）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないとき。

７　派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（一般防災計画編第４章第８節「自衛隊災害派遣要請計画」様式２）をもって知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

別表１

緊急を要する場合の連絡先

部隊名	連絡担当部課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第５旅団第27普通科連隊	第３科	釧路郡釧路町字別保112	（緊急時優先） 0154－40－2011 ㊥262
航空自衛隊第26警戒隊	総括班運用訓練係	根室市光洋町４－15	24－8004

別表２

派遣部隊の待機・展開場所

名称	所在地	管理者（所管課）	電話番号
明治公園	根室市牧の内	根室市長（都市整備課）	23－6111

第３１節　災害ボランティアとの連携計画

津波災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯとの連携については、本計画の定めるところによる。

１　ボランティア団体・ＮＰＯの協力

市、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

２　ボランティアの受入れ

市、道、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

３　ボランティア団体・ＮＰＯの活動

ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

（１）災害・安否・生活情報の収集・伝達
（２）炊き出し、その他の災害救助活動
（３）高齢者、障がい者等の介護、看護補助
（４）清掃及び防疫
（５）災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
（６）被災建築物の応急危険度判定
（７）応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（８）災害応急対策事務の補助
（９）救急・救助活動
⑽　医療・救護活動
⑾　外国語通訳
⑿　非常通信
⒀　被災者の心のケア活動
⒁　被災母子のケア活動
⒂　被災動物の保護・救助活動
⒃　ボランティア・コーディネート

４　ボランティア活動の環境整備

市、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市及び社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第３２節　災害救助法の適用と実施

津波災害時において、救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第 30 条第１項の規定に基づき個別の災害ごとに委任された救助については市長が行う。

> 第 30 条　都道府県知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
>
> ２　前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

２　災害救助法の適用基準

（１）災害が発生した場合

救助法に基づく救助は、本市において次に掲げる程度の災害が発生した際に、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

（２）災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

ア　適用基準

被害区分 ＼ 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道で 2,500 世帯以上の住家が滅失した場合） 根室市内の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
根室市（15,000 人以上 30,000 人未満）	世帯 50	世帯 25	根室市の被害状況が、特に救助を必要とする状況にあると認められたとき

イ　住家被害の判定基準

（ア）滅失：全壊、全焼、流出

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70％以上に達したもの又はその住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50％以上に達した程度のもの。

（イ）半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算。

住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延面積の 20％以上 70％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20％以上 50％未満のもの。

（ウ）床上浸水：3 世帯で滅失１世帯に換算する。

土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ　世帯の判定

（ア）生計を一にしている実際の生活単位をいう。

（イ）会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

３　災害救助法の適用手続

（１）市

市長は、本市の地域における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当又は該当するおそれがある場合は、直ちに根室振興局長（以下「振興局長」という。）に報告しなければならない。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　法の適用を要請する理由

エ　法の適用を必要とする期間

オ　既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ　その他必要な事項

（２）根室振興局

振興局長は市長からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨市に通知するとともに知事に報告するものとする。

４　救助の実施と種類

（１）救助の実施と種類

知事は救助法が適用された場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

ア　災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	着工から 20 日以内	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	市町村
飲料水の供給	7 日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市町村
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部（但し委任したときは市町村）
助産	分娩の日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部（但し委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3 日以内	市町村

救助の種類	実施期間	実施者区分
住宅の応急処理	３ヵ月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等　１ヵ月以内 文房具等　15 日以内	市町村
埋葬	10 日以内	市町村
遺体の捜索	10 日以内	市町村
遺体の処理	10 日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

イ　災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

（２）救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 23 条の 2、第 23 条の 3 により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

ア　救助業務従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

（ア）医師、歯科医師又は薬剤師
（イ）保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
（ウ）土木技術者又は建築技術者
（エ）大工、左官又はとび職
（オ）土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
（カ）鉄道事業者及びその従業者
（キ）軌道経営者及びその従業者
（ク）自動車運送事業者及びその従業者
（ケ）船舶運送業者及びその従業者
（コ）港湾運送業者及びその従業者

イ　救助業務への協力命令

知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

ウ　保管命令等

知事は、救助を行うために特に必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用することができる。

エ　立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

ただし、これらの目的のために立ち入る場合は、あらかじめその旨を当該管理者に通知し、かつその身分を示すための証票を携帯しなければならない。

オ　従事命令等

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、別に指定の公用令書等を交付して行うものとする。

カ　物資の受払状況の記録

救助の種目別物資受払状況については、一般防災計画編第４章第 34 節「災害救助法の適用と実施」様式１により記録しておかなければならない。

第４章　災害復旧・被災者援護計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため公共施設等の復旧は単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第１節　災害復旧計画

１　実施責任者

市長その他の執行機関、北海道、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

２　復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るものとする。

３　復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画
ア　河川
イ　海岸
ウ　砂防設備
エ　林地荒廃防止施設
オ　地滑り防止施設
カ　急傾斜地崩壊防止施設
キ　道路
ク　港湾
ケ　漁港
コ　下水道
サ　公園
（２）農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）上水道災害復旧事業計画
（４）住宅災害復旧事業計画
（５）社会福祉施設災害復旧事業計画
（６）公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
（７）学校教育施設災害復旧事業計画
（８）社会教育施設災害復旧事業計画

（９）都市施設災害復旧事業計画
(10) その他災害復旧事業計画

４　激甚災害の指定等

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう務めるものとする。

第２節　被災者援護計画

１　罹災証明書の交付

（１）市

ア　市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制の確立に努めるものとする。

イ　市長は、当市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ　市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ　市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ　市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

（２）道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災した市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

（３）市消防本部

市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災の調査結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

（１）　被災者台帳の作成

ア　市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（ア）　氏名

（イ）　生年月日

（ウ）　性別
（エ）　住所又は居所
（オ）　住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
（カ）　援護の実施の状況
（キ）　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
（ク）　電話番号その他の連絡先
（ケ）　世帯の構成
（コ）　罹災証明書の交付の状況
（サ）　市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
（シ）　サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
（ス）　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
（セ）　その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ　市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（２）台帳情報の利用及び提供

ア　市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

（ア）　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
（イ）　市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
（ウ）　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ　台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（ア）　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（イ）　申請に係る被災者を特定するために必要な情報
（ウ）　提供を受けようとする台帳情報の範囲
（エ）　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
（オ）　その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

ウ　市長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、個人番号（本節２の（１）のイの（ス））を含めないものとする。

３　融資・貸付等による金融支援

被災者の生活再建や経営安定等を図る融資・貸付等の金融支援は、次のとおりである。

（１）生活福祉資金
（２）母子・寡婦福祉資金
（３）災害援護資金貸付金
（４）災害弔慰金
（５）災害障害見舞金
（６）住宅被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
（７）災害復興住宅資金
（８）農林漁業セーフティネット資金
（９）天災融資法による融資
(10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
(11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
(12) 造林資金
(13) 樹苗養成施設資金
(14) 林道資金
(15) 主務大臣指定施設資金
(16) 共同利用施設資金
(17) 備荒資金直接融資資金
(18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
(19) 勤労者福祉資金
(20)「被災者生活再建支援法」に基づく支援